障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業

申請手続きの手引き

令和８年 11 月

神戸市福祉局監査指導課

この資料は、令和８年 11 月時点の制度等に基づき作成したものです。
最新情報は市ホームページ等でご確認ください。

◆指定申請の手続き
https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html

Ⅰ　概　要 - 1 -
１．はじめに － 1 －
２．障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系 － 2 －
３．指定に係る一般的な留意点 － 4 －
４．他法令の確認等 － 7 －
Ⅱ　指定申請・届出の流れ - 10 -
１．各種申請・届出の提出期限 － 10 －
２．指定のスケジュール － 11 －
Ⅲ　指定基準等に関する考え方 - 16 -
１．用語の定義等（障害者総合支援法・児童福祉法） － 16 －
２．勤務形態一覧表における勤務形態と時間数の表記の仕方 － 22 －
３．兼務の考え方（障害者総合支援法） － 22 －
Ⅳ　サービスごとの留意点（障害福祉サービス） - 27 -
１．居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 － 27 －
２－１．共通事項（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を除く。） － 34 －
２－２．療養介護 － 44 －
２－３．生活介護 － 44 －
２－４．自立訓練（機能訓練） － 45 －
２－５．自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施しない場合） － 45 －
２－６．自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施する場合） － 46 －
２－７．就労選択支援 － 47 －
２－８．就労移行支援 － 48 －
２－９．就労継続支援（A 型） － 49 －
２－10．就労継続支援（B 型） － 49 －
３．就労定着支援 － 50 －
４．自立生活援助 － 51 －
５．共同生活援助（グループホーム） － 52 －
６．短期入所 － 59 －
７．共生型サービス － 60 －
８．基準該当事業所 － 62 －
Ⅴ　サービスごとの留意点（相談支援） - 63 -
Ⅵ　サービスごとの留意点（障害児通所支援） - 66 -
１．障害児通所支援に係る根拠法令 － 66 －
２．自己評価結果等の公表（基準省令第 26 条第 1 項第 7 号） － 66 －
３．プログラムの公表（基準省令第 26 の 2） － 66 －
４．障害児通所支援事業の形態 － 67 －
５．人員基準における管理者及び従業者 － 71 －
６．サービス別の基準 － 77 －
７．その他留意事項 － 82 －
Ⅶ　その他 - 91 -
１．業務管理体制整備にかかる届出 － 91 －
２．神戸市ホームページ（各種様式等の掲載ページ） － 93 －
３．主な法令・通知 － 94 －

【改訂事項】

版	内容	関係頁
令和８年５月	必要書類から「防火対象物使用開始（変更）届出書（写し）」を削除	p. 4
	必要書類から「駐車場の契約書の写し、地図、写真」を削除	p. 5
	「指定通知までの流れ」を追加	p. 8
	常勤の勤務すべき時間数の考え方を補記	p. 14
	サービス管理責任者の資格要件、みなし配置の要件、0JT 期間の短縮要件等を補記	p. 24-25
	「同一法人による複数の事業所の取扱い」を追加	p. 30-31
	多目的室の面積要件を削除	p. 33
	１つの建物に複数の共同生活住居を設置できる場合について補記	p. 37
	「指定の単位」に図解を追加	p. 38
	相談支援専門員の資格要件を補記	p. 49
令和８年８月	指定申請書類の提出までに必要な手続きから「虐待防止研修」を削除	p. 9
令和８年 10 月	障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業の申請手続きの手引きを統合	
	障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系を追加	p. 2
	サービスごとの指定基準を整理	p. 4
	受領確認の方法について追記	p. 12
	事前面談の代理人の同席について追記	p. 12
	兼務の考え方及び兼務可否判断図を掲載	p. 22-26
令和８年 11 月	共同生活援助の定員増に伴う変更申請について追記	p. 10、p. 58

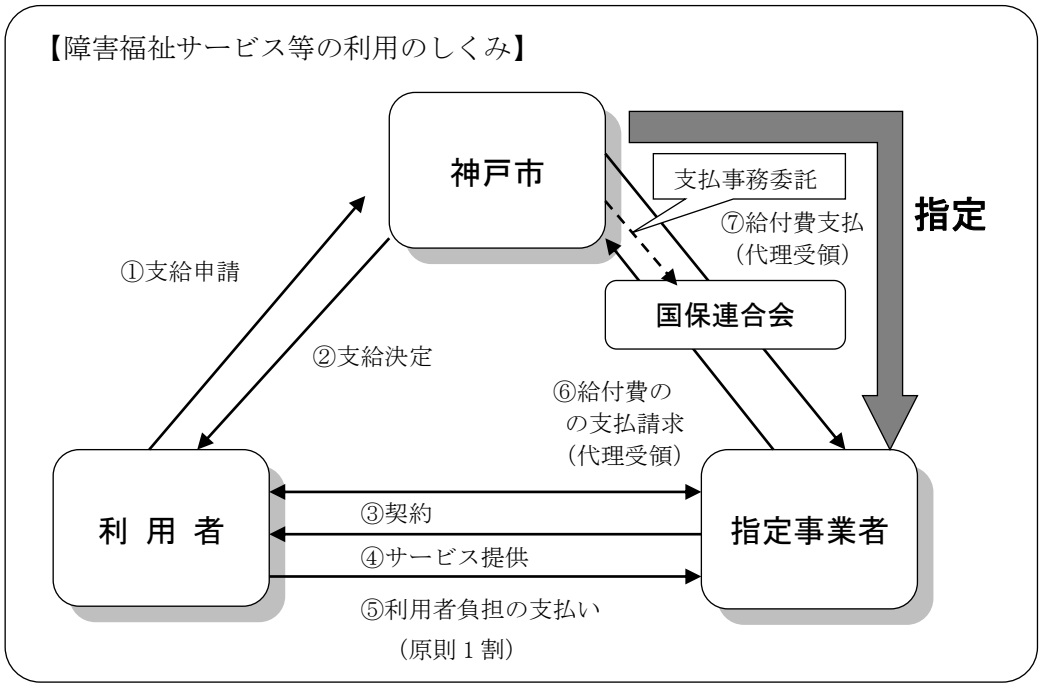
Ⅰ　概　要

１．はじめに

神戸市において、障害者総合支援法※に基づく障害福祉サービス事業等又は児童福祉法に基づく障害児通所支援等を提供する事業者が、障害者総合支援法第 29 条第１項、児童福祉法第 21 条の５の３第１項等の規定による給付費の支給を受けるためには、サービスの種類及びサービスを行う事業所ごとに、これらの規定による神戸市長の指定を受ける必要があります。

この手引きは、この指定を受けるために必要な要件や手続きの方法について、説明したものです。申請を行う前に必ずお読みください。

※　この手引きにおける「障害者総合支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を指します。



なお、指定事業者には、以下の責務が課されます（障害者総合支援法第 42 条、第 51 条の 22、児童福祉法第 21 条の 5 の 18、第 24 条の 30）。

①障害者総合支援法

ⅰ　関係機関との連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。

ⅱ　提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。

ⅲ　障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

②児童福祉法

ⅰ　障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めること。

ⅱ　提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めること。

ⅲ　障害児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行すること。

２．障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">障害福祉サービス</td><td>居宅介護</td><td>
<table>
<tr><td>身体介護</td><td>居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等</td></tr>
<tr><td>家事援助</td><td>居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等</td></tr>
<tr><td>通院等介助</td><td>通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助</td></tr>
<tr><td>通院等乗降介助</td><td>通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助</td></tr>
</table>
※特定のサービス行為に偏ってサービスを提供することは、基準違反となる（指定基準第 4 条第 1 項及び第 32 条)。</td></tr>
<tr><td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者につき、下記の介護等を総合的に行う。
・居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護
・居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事
・居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
・外出時における移動中の介護</td></tr>
<tr><td>同行援護
（H23.10～）</td><td>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。</td></tr>
<tr><td>行動援護</td><td>知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。</td></tr>
<tr><td>療養介護</td><td>病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供する。</td></tr>
<tr><td>生活介護</td><td>地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。</td></tr>
<tr><td>自立訓練（機能訓練）</td><td>身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対して、障害者支援施設などで、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</td></tr>
<tr><td>自立訓練（生活訓練）</td><td>生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対して、障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</td></tr>
</table>

種類		内容
障害福祉サービス	就労選択支援（R7.10～）	就労移行支援または就労継続支援を利用する意向のある人などを対象に、自身の就労先や働き方について、本人の希望、就労能力や適性などに合ったよりよい選択ができるよう支援する。
	就労移行支援	一般就労などを希望する障害者に対して、一定期間、実習や職場探しを通じ、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行う。
	就労継続支援	通常の企業等に就労することが難しい障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することにより、その知識や能力の向上を図る訓練などを行う。
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、就労の継続を図るために３年間にわたり当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等を行う。
	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた利用者が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、原則１年間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、利用者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う。
	共同生活援助（グループホーム）	地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営むべき住居において行われる入浴、排せつもしくは食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先やその他関係機関との連絡調整など日常生活上の支援を行う。
	短期入所	居宅においてその介護をする者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。
	地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者に対し、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。
	計画相談支援・障害児相談支援	障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス利用計画（障害児支援利用計画）の作成等を行う。
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障害児に対して適切かつ効果的な支援を行い、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行う。
	放課後等デイサービス	学校又は専修学校等に通学中の障害児（専修学校等の場合は市町村長が認める者に限る。）に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態などの障害児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

３．指定に係る一般的な留意点

障害福祉サービス事業等の指定を受けるためには、障害者総合支援法、児童福祉法及び神戸市の条例等の規定に基づき、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

- **法人格を有すること。**
- **下記の指定基準及び最低基準を満たすこと**
 （これらの基準は、指定後も遵守する必要があります）。

なお、指定は、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

※　指定基準、最低基準等に係るサービスごとの留意点については、本手引きの後部に記載されているため、必ず確認してください（目次を参照）。

（１）指定基準

（障害者総合支援法第 43 条、第 44 条、第 51 条の 23、第 51 条の 24、
児童福祉法第 21 条の 5 の 19、第 24 条の 12、第 24 条の 31）

サービス種別ごとに以下の３つの視点から、指定基準が定められています。

- 人員（従業者の知識、技能、人員配置等）
- 設備（事業所に必要な設備等）
- 運営（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められるもの）

なお、神戸市では、暴力団員の排除等に関する独自基準を設けています。
詳しくは、神戸市の以下のページをご覧ください。
https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/kobe-kijun.html

〔指定基準〕

サービス種類	省令･告示
障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員､設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
通所支援事業	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号）
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）

（２）最低基準

（障害者総合支援法第 80 条、第 84 条、**児童福祉法第 21 条の 5 の 17**）

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）及び多機能型並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターについては、最低基準も満たす必要があります。

〔最低基準〕

サービス種類	省令･告示
障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、多機能型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 177 号）
障害児入所施設、児童発達支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）

（３）定款の事業名の記載

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく指定を受けようとする事業者は、法人である必要があります。

また、当該法人の定款の目的の中には、以下の表に記載のとおり、障害福祉サービス事業等を行うことを示す適切な文言が記載されている必要があります。

ただし、社会福祉法人や医療法人など、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、当該所轄庁の指導に従ってください。

なお、就労継続支援 A 型事業者については、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、定款の目的の中に、当該 A 型事業で行う事業目的以外の社会福祉事業(※)に該当しない事業目的が記載されている場合は指定できませんので、ご注意ください。

※社会福祉法第 2 条に掲げる「第一種社会福祉事業」及び「第二種社会福祉事業」に該当するものをいう。

指定を受ける事業	記　載　例
障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
相談支援事業 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援	障害者総合支援法に基づく法に基づく相談支援事業
児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

○複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害福祉サービス事業」という総称を記載することで足ります（「居宅介護事業」などの個別のサービス種類を記載する必要は、ありません。）。

（４）主たる対象者の特定

障害者総合支援法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するため等、やむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することができます。

主たる対象者を特定する場合には、以下の手続きが必要です。

○運営規程において「事業の主たる対象とする障害の種類」について、規定する。
○指定申請の際に「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（標準様式 1）を添付する。なお、この様式に記載する理由については、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるものである必要がある。
（理由の記載例）配置する従業者が知的障害者を支援した経験がなく、適切な支援ができない。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務があります。）。

一方、事業者は主たる対象者以外の者からサービス利用の申込があった場合においては、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときは、サービス提供を行っても構いません。

４．他法令の確認等

障害福祉サービス事業等を行うに当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法以外の法令についても遵守する必要があります。指定申請時に提出する必要がある「参考様式20 事業計画書」に記載されている「土地・建物に関する確認事項の報告」箇所を参考に、指定申請に先立って、各種法令を確認の上、必要な手続き等を行ってください。

また、指定申請時だけでなく、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも確認が必要です。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法以外の法令に係る質問については、監査指導課ではお答えすることができません。必要に応じて、以下に記載の各法令の所管部署に直接、ご確認ください。

（１）建築基準法に適合していることの確認

建物を新築する場合は、建築基準法に適合するものであることについて、確認申請を行う必要があります。また、既存の建物などを利用する場合においても、変更部分の床面積の合計が200㎡を超えるときには、用途変更の確認申請を行う必要があります。

上記の確認申請が不要な場合でも、建築物の構造、防火上主要な間仕切壁、階段２方向避難、非常用照明、採光、換気、排煙等に関し、建築基準法に適合していることについて、建築士の確認を受けてください。

なお、指定申請に当たり、確認済証、検査済証、建築士による確認を受けた旨の書面の提出は、不要です。

確認申請について：建築住宅局建築指導部建築安全課
https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/kakunin/index.html

（２）消防法に適合していることの確認

事業所として使用する予定の建物が消防法に適合しているか、事前に確認する必要があります。建物の状況によっては、自動火災報知設備や誘導灯等の設置工事が必要となる場合があります。相談窓口は以下のとおりです。

【相談窓口】

・既存建物の場合は管轄消防署へご相談ください。
・新築、または既存建物で用途変更・増改築等により建築確認申請を伴う場合は、消防局予防部査察課へご相談ください。

指定申請書を提出するまでに、上記相談窓口へ必要な届出（内容は上記窓口でご確認ください）を行い、使用開始検査（適合確認）を受検のうえ、必要な手続きを完了してください。なお、協議開始から工事を経て使用開始検査を受検するまでには一定の時間を要する場合があります。手続きが遅れると、希望日に指定できない場合がありますので、早めに手続きしてください。

上記相談窓口へ相談する際は、「障害福祉サービス事業開設に伴う事前協議書」を持参のうえ協議し、協議後に作成した協議書の写しを上記相談窓口へ提出してください。様式は消防局申請・届出のホームページからダウンロードしてください。
https://www.city.kobe.lg.jp/a92906/business/todokede/yousiki/toukatuboukabousai.html

（３）浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認

事業所が水防法に規定する浸水想定区域内にある場合は、「避難確保計画」を作成する必要があります。また、事業所が土砂災害防止法に規定する土砂災害警戒区域内にある場合は、「避難訓練」を実施する必要があります。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域については、神戸市の以下のページの「土砂災害・水害ハザードマップ」により確認してください。
https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou_new/index.html

避難確保計画及び避難訓練について：危機管理局防災企画課
https://www.city.kobe.lg.jp/a46152/bosai/prevention/preparation/suibouplan.html

（４）近隣住民等への説明

事業所の開設に伴い工事を行う場合などは、円滑な事業運営のため、近隣住民に対して事前に説明を行うよう努めてください。

（５）駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合は、駐車場（敷地内もしくは近隣の貸駐車場）を確保してください。路上駐車は近隣住民に迷惑を掛けるだけでなく、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触するおそれがあります。

車庫証明申請について：管轄する警察署の交通課
https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/kyoka/shako/index1.htm

（６）市街化調整区域での開設

神戸市では、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止するため、農村地域や六甲山系を中心に市街化調整区域を定めています。市街化調整区域では建築物の建築や用途の変更等が制限されるため、市街化調整区域に事業所を開設する場合には、指定申請を行う前に、都市計画法に基づく開発許可を受ける必要があります。

開発許可について：都市局都市計画課
https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/business/kaihatsu/kaihatsukyoka/shigaikakuiki/kaihatsu_kyoka.html

（７）労働・社会保険法令の遵守

事業所において、従業者を雇用し労働させる場合は、労働関係法令を遵守する必要があります。また、従業者を雇用する場合は、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）等への届出や手続きが必要です。

○労働関係法令の主な遵守事項

・使用者は原則として１日８時間、１週間に４０時間を超えて労働させてはならない。
・使用者は、労働時間が６時間を超える場合は４５分以上、８時間を超える場合は１時間以上の休憩を与えなければならない。
・社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入しなければならない。

兵庫年金事務所：https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/hyogo/hyogo.html
労働基準監督署：
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_kantokusho.html
公共職業安定所（ハローワーク）：
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

（８）（障害児通所支援事業のみ）送迎車両の安全装置設置

障害児通所支援事業で送迎を行う場合において、送迎に使う車両が３列以上の車両の場合には、子供の置き去り防止のためのブザー等の装置を設置する必要があります（一部義務づけの例外あり）。具体的には、こども家庭庁の作成する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト」に掲載されたものを、必ず設置してください。

こども家庭庁：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/

（９）その他

事業所において、生産活動等を行う場合は、当該活動等に関する法令についても併せて確認が必要です。

主な関係法令：建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法、福祉のまちづくり条例等

○就労系事業所等での生産活動に際し、事前に確認が必要となる他法の許認可手続きの例

事業内容	許認可（根拠法）	問い合わせ先
飲食店の営業や食品の製造・加工等食品を取り扱う事業	食品営業許可（食品衛生法）	事業所の所在地を所轄する衛生監視事務所
特養や病院のおむつやリネンの洗濯、たたみ作業	クリーニング所開設届（クリーニング業法）	事業所の所在地を所轄する衛生監視事務所
あき缶、あきびん等の資源回収、洗浄、圧縮等のリサイクル業	一般廃棄物処理業許可又は産業廃棄物処理業許可・施設の設置許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	環境局事業系廃棄物対策課
リサイクルショップやネットオークション等での「古物」売買	古物商許可（古物営業法）	事業所の所在地を所轄する警察署

Ⅱ　指定申請・届出の流れ

１．各種申請・届出の提出期限

種類	申請・届出について	申請・届出期限
新規指定	指定を希望するサービスごとに新規指定の申請が必要です。	●指定申請期限 指定希望月の２か月前の 10 日前後 （土曜・日曜、祝日、年末年始を除く 30 日前） 例：指定希望日が 5 月 1 日の場合→3 月 10 日 **※指定申請書類の提出前に、「事前相談資料」の提出が必須です。** ●「事前相談資料」の提出期限 指定申請期限の土曜・日曜、祝日、年末年始を除く約 30 日前 ※３月、４月は申請件数が多いため、事前相談資料の提出期限が早まります。(提出期限はホームページに掲載) ※運営法人が変更になる場合（吸収合併等含む）は、変更届ではなく、旧法人において既存事業所について廃止届を行った上で、新法人において改めて「新規指定」を受ける必要があります。
変更申請	生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助（2027 年 4 月 1 日より）、児童発達支援、放課後デイサービス、障害児入所施設において**定員の増員**をする場合、又は障害者支援施設において**定員の増員**や**日中サービスの種類の変更**をする場合 ※定員の減少は、変更届で可	同上（「指定希望」を「変更希望」と読み替える）
変更届	指定を受けた事業者において、その体制等に変更があった場合に届出が必要です。	変更があった日から 10 日以内（事前受付は不可）
体制届（加算・減算）		前月 15 日まで（閉庁日の場合は直前の開庁日） ⇒翌月 1 日から算定 ※加算を新たに算定する場合と異なり、**減算要件に該当することになった（加算要件に該当しなくなった）場合は、その日から減算（加算不可）**となるため、速やかに届出を提出すること
休止・廃止届		廃止・休止予定日の 1 か月前 ※事前に利用者の引継ぎを完了すること
再開届		再開月の 1 か月前までに市と事前協議のうえ、再開の日から 10 日以内 （加算を取得する場合は加算届の期限までに事前に加算届の提出が必要）

２．指定のスケジュール

（１）指定通知までの流れ

段階	時期	内容
①申請準備	事前相談まで	・指定基準及び他法の確認 ・法人の定款作成、法人設立 ・事業所施設及び従業員の確保
②事前相談資料の提出	指定希望月の３か月前の５日前後まで （提出期限は市ホームページに掲載） ※３月、４月は申請件数が多いため、事前相談資料の提出期限が早まります。 （提出期限はホームページに掲載）	・事前相談資料の提出 ・書類の確認・補正（必要に応じ複数回） ✧　確認後、問題なければ本申請へ。 ✧　本申請期限までに不備を解消できない場合は指定希望月を延期していただきます。
③申請書提出（本申請）	指定希望月の２か月前の10日前後まで （提出期限は市ホームページに掲載）	・指定申請書類一式の受付 ✧　事前相談を経ていない場合、書類に不備がある場合は受付できません。
④書類審査	指定希望月の前月	・申請書類の審査・補正（必要に応じ複数回） ✧　原則、指定希望月の前月 10 日までにすべての提出書類の補正解消が必要です。 ※建物完成後の室内写真は、指定希望日の前月10 日までに提出してください。必要に応じて後日補正できます。
⑤指定通知	指定予定日の５開庁日前までに発送	✧　申請書類の不備により補正に時間を要した場合は、左記よりも発送が遅くなる場合があります。 　なお、指定した事業所の名称、所在地等については、市公報により公示を行います。

（２）事前相談資料の提出

(ア) 標準処理期間（30 開庁日）内に円滑に審査を行うため、全ての指定申請について、本申請に先立って事前相談資料を提出する必要があります。事前相談資料の提出期限は、指定希望月の３か月前の 10 日前後（市ホームページに掲載）です。

(イ) 事前相談資料の到達状況等について確認されたい場合は、追跡可能なレターパック、簡易書留等により送付の上、日本郵便株式会社の郵便追跡サービスをご利用ください。

(ウ) 受領印を押印した申請書の鑑文の写しの送付を希望される場合には、返信用封筒及び申請書の鑑文の写しを同封してください（返信用封筒には宛先を記載の上、必要な金額の切手を貼付してください。なお、返信用封筒については、返信用のレターパックでも構いません。）。

(エ) 提出にあたって来庁は不要ですが、来庁して相談することもできます。その場合は、資料提出時に面談を希望する旨の連絡文を添えてください。資料受理日から 2 週間後以降の日程で担当者が面談日を調整します。

(オ) 事前相談資料の確認は、指定することを前提とした予備審査ではありません。

(カ) 事前相談資料は、返却しません。

◆提出先：〒650-8570（住所不要）神戸市福祉局監査指導課指定担当あて

（３）指定申請書類の提出、申請内容の審査

(ア) 事前相談で指摘のあった箇所を修正した申請書類一式を、提出期限（指定希望月の２か月前の 10 日前後、市ホームページに掲載）までに提出してください。

(イ) 指定申請書類の提出時点で、必要な人員及び基準に適合した建物設備等を確保している必要があります。また、建築基準法及び消防法上の適合確認や届出、必要な許認可等の手続きについても完了しておいてください。

(ウ) 事前相談で指摘した内容が修正されていない場合や多数の記入漏れ、書類の不足や不備があった場合には指定予定日を延期していただきますので、ご注意ください。

(エ) 指定申請書類と事前相談資料の内容が大幅に変更される場合（例：サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とする予定であった者や事業所として使用する予定であった物件について変更があった場合、人員体制、事業所の場所、就労継続支援事業の生産活動などに大幅な変更があった場合）は、事前相談資料の提出からやり直していただきます。

(オ) 指定希望月の前月の 10 日までに、すべての提出書類の不備解消が必要です。

(カ) 提出期限までに申請書類を提出しても、不備が多く補正に時間を要する場合は希望日に指定が受けられないことがあります。

(キ) 必要に応じて、法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等（以下「法人の代表者等」という。）に来庁を求め、面談（以下「指定前面談」といいます。）を行うことがあります。申請理由、法の責務・基準の理解、設備・人員の状況、資産状況、事業・工賃の収支見通し（就労継続支援のみ）、利用者ニーズ、支援内容等について確認します。

(ク) 指定前面談には、指定申請を行う法人の代表者等に出席していただきます。
法人が委託しているコンサルティング会社、行政書士等（以下「代理人」といいます。）も同席が可能です。

(ケ) ただし、厚生労働省の「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」を踏まえ、事業内容等の説明は原則として、法人の代表者等に求める取扱いとします。代理人が同席している場合であっても、事業内容等については法人の代表者等が説明してください。

(コ) 法人の代表者等に説明を求めているにもかかわらず、代理人による説明が繰り返された場合は、一定の警告を経て、代理人に対し退席を求めることがあります。

（４）指定

①指定日

・毎月１回・１日付け

・市公報により公示

・指定日以降は、利用者の有無にかかわらず、基準どおりの人員等を配置し、勤務させる必要があります。また、利用者の受け入れが無くとも、指定基準を満たす人員を配置し、賃金を支払う必要があります。したがって、事業が軌道に乗るまでの従業者の教育計画、給付費による収入が安定するまでの人件費等を準備しておく必要があります。

②指定通知書

・事業所番号が記載された指定通知書は、指定予定日の５開庁日前までに事業所所在地に宛てて発送します。ただし、申請書類の不備により補正に時間を要した場合はこの限りではありません。

③指定の期間

・指定日から６年間です。指定を更新する場合は、有効期間が終了するまでに指定更新の手続きを行ってください。

（５）指定後

①請求にかかる手続き

・給付費の請求は、神戸市から支払事務の委託を受けた兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」といいます。）に対し、インターネットにより行っていただきます。
国保連から、インターネット請求において必要な「テストＩＤ」、「仮パスワード」を記載した通知、「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」及び「操作マニュアル」が郵送で届きますので、国保連に対し手続きを行ってください。

・請求情報を送信いただいた後、国保連にて「仮審査」が行われます。仮審査は、その時点の台帳情報（受給者台帳情報・事業所台帳情報）と請求情報を突合し、エラーがないかチェックを行うものです。毎月７日頃に行われることになっていますので、早め（６日頃めど）に請求情報を送信し、システム上でエラーがないか確認してください。毎月のスケジュールは、電子請求受付システム上の「お知らせ」でご確認ください。給付費の支払いは、請求を行った月の翌月 15 日（その日が土曜日の場合は前日、日曜日・祝日の場合は翌平日）です。

・インターネット請求にかかる準備や各種手続、入力方法などのご質問は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。

兵庫県国民健康保険団体連合会（受付時間　平日 8:45～17:30）
ＴＥＬ　078-332-9406　　ＦＡＸ　078-332-9520

②障害福祉サービス等情報公表制度にかかる手続き

ア　制度概要

神戸市から指定を受けた障害福祉サービス事業者等は、一定の期間ごとに、事業者又は施設の運営状況に関する一定の情報について、神戸市に報告する必要があります（障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項等）。また、この報告を受けた後、神戸市は、当該報告の内容を公表する必要があります（障害者総合支援法第 76 条の 3 第 2 項等）。

これらの報告及び公表は、情報公表システム（WAMNET（ワムネット））を用いて行います。

なお、公表された事業所の情報は、以下のページから検索することができます。

障害福祉サービス等情報検索:https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

イ　報告の方法

新規指定日より 2 週間以内に、下記内容をメール本文に記入して送付してください。

メール宛先	shogai_shitei@city.kobe.lg.jp
件名	情報公表
メール本文	・法人番号(マイナンバー制度の法人番号) ・法人名称及びよみがな ・法人の所在地及び郵便番号（ハイフンなし） ・法人代表者名及び職名 ・法人の電話番号と FAX 番号（ハイフンあり） ・法人のメールアドレス ※一法人につき、一つ。情報公表システムの通知が届きます。 ・法人の設立年月日(西暦) ・事業所番号 ・サービス種類 ・事業所名称とよみがな ・事業所の所在地及び郵便番号（ハイフンなし） ・事業所の電話番号と FAX 番号（ハイフンあり） ・事業所の管理者の氏名 ・情報公表システムの担当者の氏名、電話番号

神戸市でメールに記載された情報をもとに、情報公表システム上で基本情報を作成します。基本情報が作成されると、登録された法人のメールアドレスにログイン情報（ID・パスワード）が送信されます（送信元は WAMNET です）。

新規指定日から１か月以内にシステムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。神戸市が申請内容を確認して承認した後、報告内容が公表されます。

また、登録した内容に変更があった場合は、その都度、上述のログイン情報（ID・パスワード）により、ログインして情報を編集・申請してください。

ウ　報告の期限

（ア）当該年度の４月１日より前に指定を受けた事業者

当該年度の７月 31 日までに報告

（例：令和８年３月以前に指定を受けた事業者は、令和８年７月 31 日までに報告）

（イ）当該年度の４月１日以降に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

指定を受けた日から１か月以内

（例：令和８年４月に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から１か月以内に報告）

※１　情報公表システムにおいて、未報告となっている事業所については、情報公表未報告減算が適用されます。

※２　登録内容に変更がなくとも、毎年度、情報公表システムにより報告する必要があります。

③運営指導

指定基準や最低基準を満たしているか、給付費の請求が適切に行われているかなど、運営状況を確認するため、神戸市は各事業者に対して、法に基づく「運営指導」を行います。

また、神戸市は、年に１回全ての事業者に対し集団指導を行います。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、神戸市は、改善勧告、改善命令や指定取消し等の処分を行うことができます。
（障害者総合支援法第 49 条、第 50 条、第 51 条の 28、第 51 条の 29、
児童福祉法第 21 条の５の 23、第 21 条の５の 24、第 24 条の 35、第 24 条の 3）

Ⅲ　指定基準等に関する考え方

１．用語の定義等（障害者総合支援法・児童福祉法）

（１）障害者総合支援法

用語の定義

用　　語	定　　義
常勤換算方法	指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が **32 時間**を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「**母性健康管理措置**」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項若しくは同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。 参考：１週間の常勤換算の計算例 「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 40 時間の事業所に、週 20 時間勤務の世話人が 3 人いる場合 （20 時間＋20 時間＋20 時間）÷40 時間＝世話人 1.5（常勤換算）
勤務延べ時間数	勤務表上、指定障害福祉サービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。 時間外労働等により、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」以上に勤務しても、一人の従業者で算出できる常勤換算の上限は 1.0 とする。
常勤	指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であ

用　語	定　義
	って、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。 　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。)、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（サービス提供単位を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。
利用者の前年度の平均値	指定障害福祉サービス事業所等で従業者の員数を算定する場合に用いる「利用者数」の算定方法は以下のとおりです。**（但し、<u>就労定着支援、自立生活援助、短期入所を除く</u>）** ・当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年の３月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数※を開所日数で除して得た数とする。（小数点第２位以下を切り上げ） 　また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。 ※生活介護の前年度の利用者延べ数は、生活介護サービス費において、所要時間３時間未満、所要時間３時間以上４時間未満、所要時間４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、所要時間５時間以上６時間未満、所要時間６時間以上７時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数として計算を行う（新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は利用定員の変更をした場合も同じ）。 ・新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は利用定員の変更をした事業者又は施設において、新設又は利用定員の変更分に関し、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、以下による。 　○事業開始又は利用定員増から６月未満の間 　　利用定員の 90%※（利用定員増の場合、増加分の利用定員の 90%） 　○事業開始又は利用定員増から６月以上１年未満の間 　　直近６月における全利用者の延べ数※を当該６月間の開所日数で除して得た数

用　　語	定　　義
	○事業開始又は利用定員増から１年以上経過している場合 直近１年間における全利用者等の延べ数※を当該１年間の開所日数で除して得た数 ○利用定員の減少（もしくは減床）後の実績が３月以上ある場合 利用定員の減少（もしくは減床）後の利用者の延べ数※を当該３月間の開所日数で除して得た数 ただし、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。 **就労定着支援又は自立生活援助**の従業者の員数を算定する場合に用いる「利用者数」の算定方法は以下のとおりです。 ・当該年度の前年度の利用者延べ数を開所月数で除して得た数とする。（小数点第２位以下を切り上げ） ・新たに**就労定着支援又は自立生活援助**の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、以下による。 ○事業開始から６月未満の間**（就労定着支援に限る。）** 便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援Ａ型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達した者）の数の過去３年間の総数の 70％ ○事業開始から６月未満の間**（自立生活援助に限る。）** 便宜上、利用者の推定数の 90％ ○事業開始から６月以上１年未満の間 直近６月における全利用者の延べ数を６で除して得た数 ○事業開始から１年以上経過している場合 直近１年間における全利用者の延べ数を 12 で除して得た数 ただし、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

【平均利用者数の算定方法】

（例）令和６年５月１日に指定を受けた場合

期間	年月日	平均利用者数
指定から６か月間	令和６年５月	定員の 90％ ※生活介護については、利用定員の 90％に利用者に対するサービス提供時間の見込みに応じ、2 分の 1 又は 4 分の 3 を乗じた数 ※就労定着支援については、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を受けた後に一般就労（就労継続支援Ａ型への移行は除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者の数の過去３年間の総数の 70％ ※自立生活援助は利用者の推定数の９割
	令和６年６月	
	令和６年７月	
	令和６年８月	
	令和６年９月	
	令和６年 10 月	
７か月目～12 か月目	令和６年 11 月	令和６年５月～10 月の実績で作成
	令和６年 12 月	令和６年６月～11 月の実績で作成
	令和７年１月	令和６年７月～12 月の実績で作成
	令和７年２月	令和６年８月～令和７年１月の実績で作成
	令和７年３月	令和６年９月～令和７年２月の実績で作成
	令和７年４月	令和６年 10 月～令和７年３月の実績で作成
13 か月目～年度末	令和７年５月	令和６年５月～令和７年４月の実績で作成
	令和７年６月	令和６年６月～令和７年５月の実績で作成
	令和７年７月	令和６年７月～令和７年６月の実績で作成
	令和７年８月	令和６年８月～令和７年７月の実績で作成
	令和７年９月	令和６年９月～令和７年８月の実績で作成
	令和７年 10 月	令和６年 10 月～令和７年９月の実績で作成
	令和７年 11 月	令和６年 11 月～令和７年 10 月の実績で作成
	令和７年 12 月	令和６年 12 月～令和７年 11 月の実績で作成
	令和８年１月	令和７年１月～12 月の実績で作成
	令和８年２月	令和７年２月～令和８年１月の実績で作成
	令和８年３月	令和７年３月～令和８年２月の実績で作成
令和８年度		令和７年４月～令和８年３月の実績で作成
以降、同様に前年度（4 月～3 月）の実績による		

※生活介護、就労定着支援又は自立生活援助の場合、「７か月目～12 か月目」「13 か月目～年度末」における平均利用者数の算定について、上記の用語の定義中、「利用者の前年度の平均値」の項目をご確認ください。

※生活介護の場合、上記の表と同じ期間で、毎月、平均障害支援区分を算出する必要があります。

※共同生活援助の場合、上記の表と同じ期間で、毎月、障害支援区分別平均利用者数を算定し、必要な生活支援員の人数を確認する必要があります。

平均障害支援区分の算出方法（平成 18 年厚生労働省告示第 542 号より）

｛（区分２利用者数×2）＋（区分３利用者数×3）＋（区分４利用者数×4）＋（区分５利用者数×5）＋（区分６利用者数×6）｝／総利用者数（小数点第２位以下四捨五入）

（２）児童福祉法

用語の定義

用　　語	定　　義
常勤	指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が 32時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。 例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。
常勤換算方法	指定障害児通所支援事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害児通所支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害児通所支援事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。 この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計

用　　語	定　　義
	算にあたり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。 【参考：１週間の常勤換算の計算例】 「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 40 時間の事業所に、週 20 時間勤務の保育士が３人いる場合（20 時間＋20 時間＋20 時間）÷40 時間＝保育士 1.5（常勤換算） （平成 20 年１月 31 日国 Q&A（指定基準・報酬関係）問６） **非常勤職員が病欠や年休（有給休暇等）・休職等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。** **常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。**
勤務延べ時間数	勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。 なお、**従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数**は、当該指定障害児通所支援事業所等において**常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限**とすること。
「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」 「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいう。 この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

【常勤・非常勤、専従・兼務の考え方】

用語の定義と ４つの勤務形態の例		専従（専ら従事する・専ら提供に当たる） 当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと	兼務 当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること	① 常勤かつ専従 １日あたり８時間（週 40 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	② 常勤かつ兼務 １日あたり８時間（週 40 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと	③ 非常勤かつ専従 １日あたり４時間（週 20 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④ 非常勤かつ兼務 １日あたり４時間（週 20 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

事業所における通常の勤務時間が１日あたり８時間（週 40 時間）と定められている場合

２．勤務形態一覧表における勤務形態と時間数の表記の仕方

・当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となります。従業者が 10 人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要があります。

・労働基準法上、１週間に勤務すべき時間数の下限はありませんが、障害者総合支援法上の定義に従い、32 時間未満で定めた場合は「非常勤」という扱いとなります。

・１週間に勤務すべき時間数の上限は一般的には 40 時間ですが、福祉事業は 44 時間の特例措置が認められる場合があります。

・常勤の勤務すべき時間数について、職種により就業時間が異なることは認められますが、就業規則等で定められていることが必要です。

・同一職種で雇用契約の種類により勤務時間が異なる場合は、最も多い時間数を常勤の勤務すべき時間数とします。

・変形労働時間制を採用している場合、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられますが、この場合も「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間の最も多い人の時間数を常勤の勤務すべき時間数として当該月の常勤換算の算定に用いることとします。

・**祝日等、事業所の休業日**に当たり常勤の職員が勤務を要しない日がある場合は、該当日への勤務時間を記入する必要はなく、「４週の合計」欄や「週平均の勤務時間」欄も合計時間が少ないままで記載することで可。

・**有給休暇や出張等**により、事業所で勤務する予定がない日の場合は、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤職員の場合は出勤するものとして勤務時間数を記入し、非常勤職員の場合は勤務しないものとして勤務時間は記入しません。

（平成 14 年 3 月 28 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「運営基準等に係るＱ＆Ａ」Ⅰに準拠）

・**育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者**について、指定基準上、常勤としての配置が必要な場合、あるいは各加算の算定要件において「常勤職員」の配置が求められる場合は「常勤」として取り扱われるとともに、当該短縮措置対象者の勤務時間数を他の従業者の勤務延べ時間数に合算せず、別に常勤換算 1.0 人とカウントすることで可。

３．兼務の考え方（障害者総合支援法）

・「当該事業所における勤務時間」で考えることが基本となります。原則、事業所をまたぐ業務の『兼任』は、常勤ではなく非常勤とし、時間を分けて勤務体制表を設定してください。

例： 居宅介護事業所のヘルパーが、併設された生活介護事業所の生活支援員としてそれぞれ月 80 時間ずつ従事する者は、双方の事業所において「非常勤専従」として扱う。

・事業所をまたいで兼任しており、合計の勤務時間数が常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していた場合に、「常勤兼務」として扱う者は、次に限られます。

同一建物（敷地）内において、同一の法人が運営している事業所・施設の中での兼任で、

(1)事業所（又は施設）の管理者（又は施設長）と、別の職種１つの兼任

(2)「同時並行的に行われることが差し支えない」など基準等で示されている組合せの兼任

・３職種以上の兼務は、人員配置基準に対して本来想定される管理すべき事業所数よりも過剰であり業務に支障があるものと考えられるため、監査指導課から確認を行う場合があります。

・管理者のみの兼務の場合、業務に支障がない範囲において、最大３事業所まで認められます。

・基準省令において、従業者１人につき勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とするとされています。

当該規定に準じて、従業者が複数の事業所で兼務する場合、労働基準法の法定労働時間である週 40 時間を超えて配置された勤務時間数は、新規申請や届出における勤務表（人員配置基準）上

の勤務延べ時間数に参入することは認められません。ただし、応援やシフトの関係などで、実際に週 40 時間を超えて勤務することを妨げるものではありません。

管理者の兼務

人員基準では、管理者は専らその職務に従事する者でなければなりませんが、当該事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は他の事業所の職務に従事することを認められています。

ただし、解釈通知において、事故発生時等の緊急時に、管理者自らが現場に駆け付けることができないなど、管理上支障がある場合の兼務は不可、とされています。

なお、同一事業所において管理者とその他の業務を兼務する場合には、複数の職種を同時並行的に行い、その従事時間をそれぞれの職種の勤務時間として算定することが可能です。

・管理者がサービス管理責任者を兼務する場合

事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の管理者とサービス管理責任者を兼務することは可能。兼務している者が常勤で常に双方の職務を兼務していた場合、その者１人で管理者とサービス管理責任者(利用者の数 60 人以下の場合は常勤１人)の条件を満たすことができる。

・管理者が生活支援員等を兼務する場合

同じ時間に双方の職務を行っているものとして常勤換算に算入可能。例えば、生活介護の１人の管理者がその勤務時間中に、当該施設の生活支援員の職務に４時間従事した場合、当該従事した４時間を管理者と生活支援員それぞれの職種の勤務時間として算入可能。

① サービス管理責任者と他の職務との兼務

サービス管理責任者は原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。計画の作成、評価等を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。ただし、同一事業所内で管理者とサービス管理者を兼務することは、業務に支障がない場合に可能。

② 生活支援員等の直接処遇職員の兼務

同一日において、午前中と午後に時間を分けて複数の事業所に勤務する形態は、それぞれの職種について、実際にそれぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入する。

また、形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする場合、手伝った職種の常勤換算に当該職員を算入することは不可。

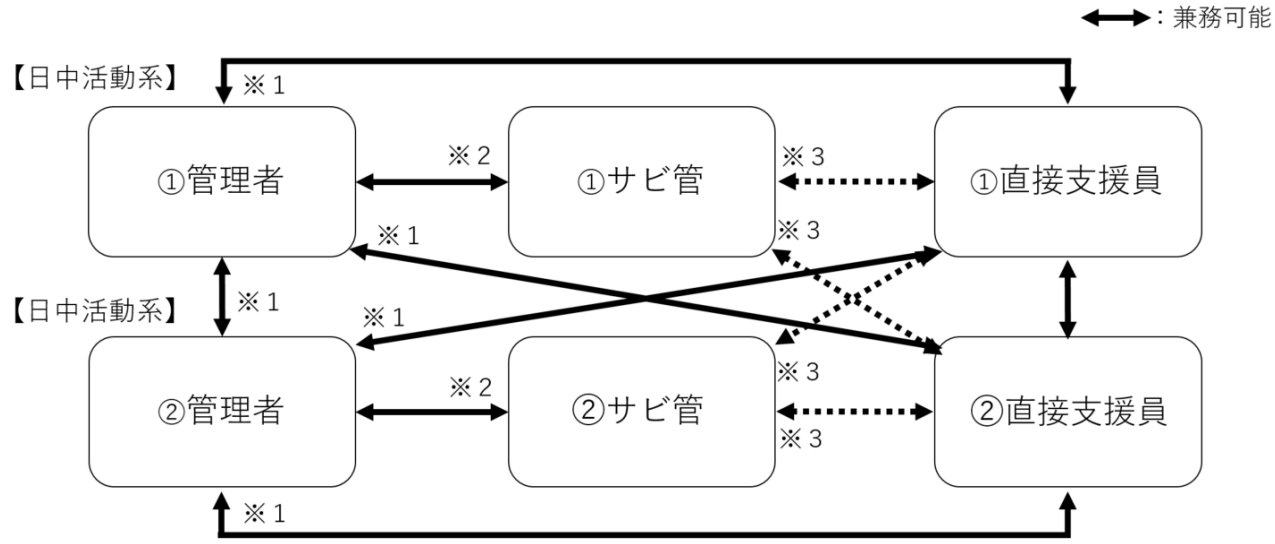
なお、指定基準上は専従規定のただし書きとして、「ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない」という記述があるため、取扱いとしては可能。

■兼務判定図

※問合せの多いケースについて示したものであり、記載のない兼務について不明な場合は
質問フォームからお問合せください。

日中活動系	管理者	専従であれば、常勤非常勤を問わないが、管理業務に支障がない勤務時間を確保すること
	サビ管	常勤専従（２人目以降のサビ管は非常勤可。他との兼務も可） 60 人まで１人で対応可能
共同生活援助	管理者	常勤専従（管理上支障がない場合、他の職務、他の事業所、施設等との職務に従事可）
	サビ管	定員 20 名以上の事業所は専従が望ましい。30 人まで 1 人で対応可能。常勤・非常勤は問わない。

○複数の日中活動系サービスの兼務



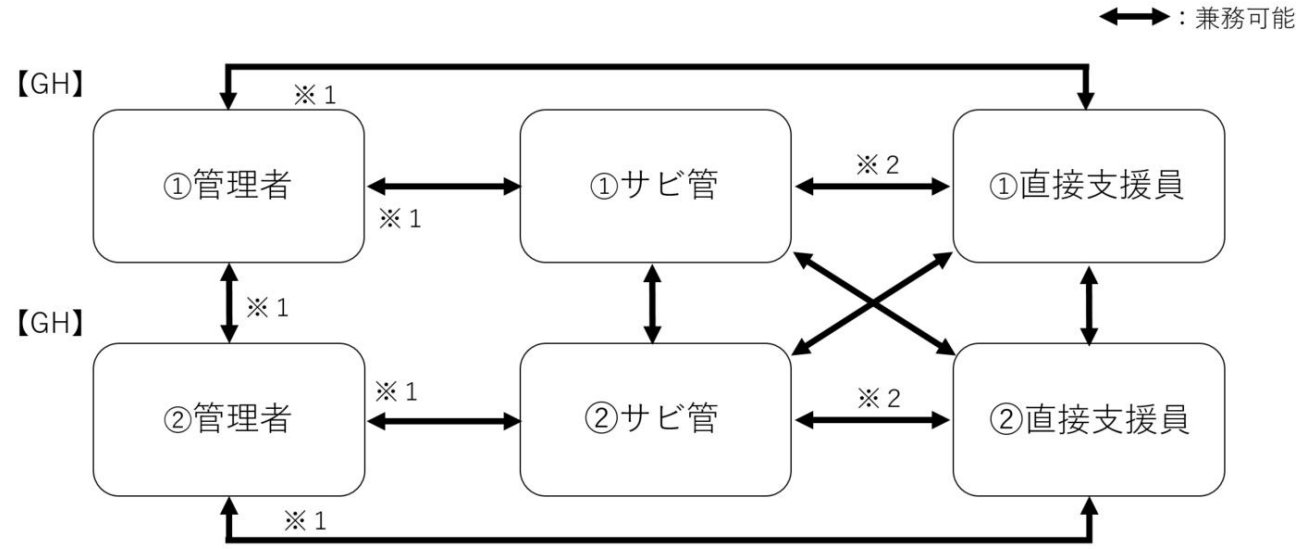
※１管理者は原則として管理業務に専ら従事するもの。

（管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所の職務との兼務可）。

※２サビ管は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。但し、支援に支障がなければ、管理者との兼務可。

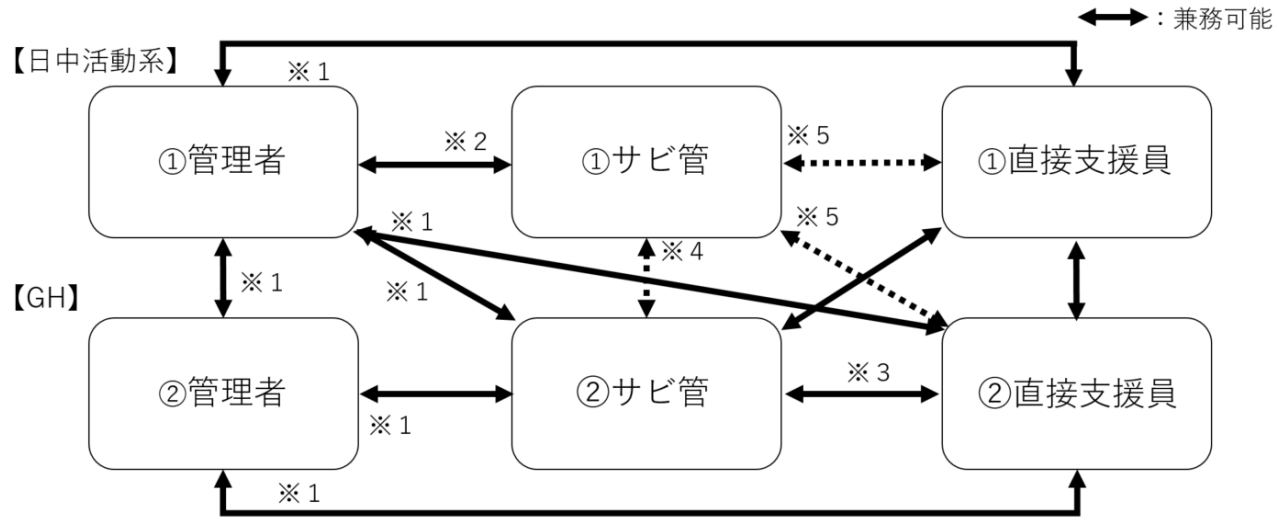
※３　２人目のサビ管に限る。

○共同生活援助（GH）間の兼務



※１管理者は原則として管理業務に専ら従事するもの。
（管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所の職務との兼務可）。
※２サビ管は、当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可。
但し、入居定員が 20 人以上である場合は、できる限り専従とすること。

○日中活動系と共同生活援助（GH）間の兼務



※１管理者は原則として管理業務に専ら従事するもの。
（管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所の職務との兼務可）。
※２サビ管は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。但し、支援に支障がなければ、管理者との兼務可。
※３サビ管は、当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可。
但し、入居定員が 20 人以上である場合は、できる限り専従とすること。
※４日中活動系利用人数＋（GH 利用人数×２）が 60 人以下」かつ「週の労働時間が合計で 40 時間以内」の場合、兼務可。
※５　２人目のサビ管に限る。

○日中活動系の直接処遇職員と、一体的に運営する就労定着支援又は就労選択支援事業所の兼務
・生活介護事業所等に配置される直接支援員が常勤（8ｈ/1 人）の場合

	生活介護事業所等	就労定着支援	就労選択支援	可否
兼務例①	直接支援員	支援員(8ｈ/1 人)	－	○
兼務例②	直接支援員	－	支援員(8ｈ/1 人)	○
兼務例③	直接支援員	支援員(4ｈ/0.5 人)	支援員(4ｈ/0.5 人)	○(※)
兼務例④	直接支援員	支援員(8ｈ/1 人)	支援員(8ｈ/1 人)	×

※生活介護事業所等の常勤の直接支援員が、就労定着支援員・就労選択支援員同士について、同時間帯に並行して兼務することはできない。

Ⅳ　サービスごとの留意点（障害福祉サービス）

１．居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

（１）人員配置基準

【指定基準】

●管理者１人（常勤・専従）

※管理業務に支障がないと判断できる場合、例外的に以下の①及び②の場合、兼務可

①当該居宅介護事業所の従事者

②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合であって、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

●サービス提供責任者１人以上（常勤・専従）　具体的配置基準は下記

●ヘルパー2.5 人以上（常勤換算）

○重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば１事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。

○介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。

○ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件を満たす必要がありますので、「（３）ヘルパーの資格要件」を参照して下さい。

サービス提供責任者の配置基準（サービスごとの基準）

サービス提供責任者は、以下①または②の該当する区分により配置する。

・事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて１人以上配置する。

・1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、常勤換算方法によることができる。

・指定基準上、6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、当該事業所のサービス提供責任者の 3 分の 2 以上を常勤の者とする。

・非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業者の勤務すべき時間数の 2 分の 1 に達していなければならない。

①サービスごとの基準

「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」のいずれかにより算出された員数

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40 人ごとに１人（※1）（※2）	450 時間ごとに１人	10 人ごとに１人
同行援護	40 人ごとに１人（※1）	450 時間ごとに１人	10 人ごとに１人
行動援護	40 人ごとに１人（※1）	450 時間ごとに１人	10 人ごとに１人
重度訪問介護	10 人ごとに１人	1,000 時間ごとに１人	20 人ごとに１人

※１　常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「50 人ごとに１人」とすることができる。

※２　通院等乗降介助のみを利用したものは、0.1 人として計算する。

②複数サービスを行う場合の基準

次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

ア　重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が 10 人以下）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護 同行援護 行動援護 重度訪問介護	40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人

イ　重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が 10 人超）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護 同行援護 行動援護 重度訪問介護	【重度訪問介護利用者】 10 人ごとに 1 人 ＋ 【それ以外の利用者】 40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人

ウ　重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護 同行援護 行動援護	40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人
重度訪問介護	10 人ごとに 1 人	1,000 時間ごとに 1 人	【重度訪問介護専従】 20 人ごとに 1 人 ＋ 【重度訪問介護兼務】 10 人ごとに 1 人

（２）ヘルパーの資格要件

①　サービス提供責任者

指定事業所毎に常勤の従業員であって、下記の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて１人以上の者の配置が必要です。

資格要件 ＼ サービス種別	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)							その他
		実務者研修	介護職員初任者研修 居宅介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	居宅介護従業者養成研修（１級） 訪問介護員（１級）	居宅介護従業者養成研修（２級） 訪問介護員（２級）	行動援護従業者養成研修（注１）	同行援護従業者養成研修（応用）	
居宅介護	○	○		○	○				
重度訪問介護	○	○	注２	○	○	注２			注３
同行援護（注４）	△	△	注２	△	△	注２		△	注５
行動援護（注６）	△	△	注２	△	△	注２	△		

注１　強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を修了した者及び平成18年9月30 日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注２　実務経験３年以上

注３　資格要件を有する従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合、サービス提供職員（ヘルパー）のうち、相当の知識と経験を有する者で可

注４　同行援護のサービス提供責任者の資格要件については別頁参照

注５　国立障害者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注６　行動援護のサービス提供責任者の資格要件については別頁参照

実務経験及び日数換算

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることをいう。

例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることをいう。

② サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）

資格要件／サービス種別		介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)								みなし証明者（注３）	その他	経過措置
			介護職員初任者研修 居宅介護職員初任者研修 実務者研修	介護職員基礎研修	居宅介護従業者養成研修（１・２級） 訪問介護員（１・２級）	居宅介護従業者養成研修（３級） 訪問介護員（３級）	障害者居宅介護従業者基礎研修	生活援助従事者研修修了証	行動援護従業者養成研修（注１）	重度訪問介護従事者養成研修（注２）			
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	注４	注４			注６	注４		
	家事援助	○	○	○	○	注５	注５	○		注５	注５		
	乗降介助	○	○	○	○	注５	注５			注５	注５	注７	
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○			○			注８
同行援護（注 10）		△	△	△	△	注９	注９				注９	注 10	
行動援護（注 11）		△	△	△	△				△				

注１　サービス提供責任者の注１と同じ

注２　強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した者及び平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。なお、居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。

注３　「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者をいう。

注４　報酬は、身体介護の報酬の 30%減算

注５　報酬は、家事援助又は乗降介助の 10%減算

注６　重度訪問介護の報酬を算定（3 時間以上の場合は、638単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数）

注７　平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了したもの

注８　当分の間、平成 18 年 9 月 30 日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

注９　所定単位数の 10%減算

注 10　同行援護のサービス提供職員の資格要件については別頁参照

注 11　行動援護のサービス提供職員の資格要件については別頁参照

（３）指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱い

指定基準第 43 条により、指定居宅介護事業者は、例え指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができますので、担当者にご相談下さい。

なお、重度訪問介護事業者にみなされる取扱いは指定事業者のみで、基準該当居宅介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業者にみなされる取り扱いはありません。

（４）通院等乗降介助の提供

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可（次のア～オのいずれかの許可）を受けていることが要件となります。

ア　道路運送法第 4 条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
イ　道路運送法第 4 条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
ウ　道路運送法第 43 条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）
エ　道路運送法第 78 条第 3 号許可（自家用自動車有償運送の許可）
オ　道路運送法第 79 条許可（福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録）

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を提出いただく必要があります。

ア　通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について
イ　運営規程
※「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。
ウ　道路運送法の許可書の写し

（５）平成 25 年度以降の居宅介護従事者に係る養成研修

平成 25 年度よりヘルパー研修が下記のとおりとなっています。
旧の研修修了者は、新の研修修了の要件を満たしていると取り扱います。

旧	新（H25～）
居宅介護従事者養成研修１級、２級	居宅介護職員初任者研修
訪問介護員養成研修１級、２級 介護職員基礎研修	介護職員初任者研修
居宅介護従事者養成研修３級	障害者居宅介護従事者基礎研修

（６）設備基準

①事務室

・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること
・他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

②相談室

・利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること（個室・パーテーション等を利用し、プライバシーが確保されていること）

③設備・備品

・必要な設備及び備品等を確保すること。特に、手指を洗浄するための設備（手洗い場等）感染症予防に必要な設備に配慮すること
・鍵付き保管庫を設けること

（７）同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件

1. サービス提供責任者の要件

次の（イ）かつ（ロ）に該当するもの、又は（ハ）に該当する者

（イ）・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修１級課程修了者
・居宅介護従業者養成研修２級過程修了者もしくは居宅介護職員初任者研修修了者で３年以上の実務経験のある者
・同行援護従業者養成研修一般課程修了者で視覚障害を有する障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に３年以上従事した者
※令和７年４月１日から適用

（ロ）同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者

（ハ）国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

2. 従業者の要件

次の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のいずれかに該当する者

（イ）同行援護従業者養成研修一般課程修了者（※）
以下のいずれかの研修修了者については、上記一般過程の修了者とみなす
①視覚障害者移動介護従事者養成研修
（平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号）
②視覚障害者移動支援従事者（ガイドヘルパー）養成研修
（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）

（ロ）居宅介護従業者の要件を満たすものであって、かつ視覚障害を有する障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に１年以上従事した者

（ハ）国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

（ニ）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者　※令和９年３月 31 日までの暫定措置
（令和３年３月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者）

≪所定単位数から１０％減算の対象となる従業者の資格要件について≫

・令和３年３月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有するものを、令和６年３月 31 日において同行援護の事業所で従業者として配置した場合

・障害者居宅介護従事者基礎研修修了者（相当する研修課程修了者を含む。）を、同行援護の事業所で従業者として配置した場合

（８）行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件

平成 27 年 4 月より行動援護従事者養成研修が必須化されています。
経過措置は令和 9 年 3 月 31 日まで延長されています。

1. サービス提供責任者の要件：次の(イ)または(ロ)に該当するもの

（イ）行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に３年以上の従事経験を有する者

（ロ）・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修１級課程修了者
・居宅介護従業者養成研修２級過程修了者もしくは居宅介護職員初任者研修修了者で３年以上の実務経験のある者
上記のいずれかに該当し、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に５年以上の従事経験を有する者

※（ロ）については令和 3 年 3 月 31 日までに要件を満たしている場合のみ、令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置の適用があります。

2. 従事者の要件：次の(イ)または(ロ)に該当するもの

（イ）行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に１年以上の従事経験を有する者

（ロ）　居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に２年以上の従事経験を有する者

※（ロ）については令和３年３月 31 日までに要件を満たしている場合のみ、令和 9 年３月 31 日までの経過措置の適用があります。

研修の取り扱いについて

行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）について、一方の研修修了者は、もう一方の研修修了者とみなします。

２－１．共通事項（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を除く）

（１）人員配置基準（管理者、サービス管理責任者）

<table>
<tr><td rowspan="3">管理者</td><td rowspan="2">資格要件</td><td>療養介護</td><td>医師</td></tr>
<tr><td>就労継続支援</td><td>次のいずれかを満たす者
①　社会福祉法第 19 条第１項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格要件に該当する者を指す。同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
②　社会福祉事業(社会福祉法第２条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に２年以上従事した経験のある者
③　社会福祉施設長認定講習会を修了した者
④　企業を経営した経験を有する者</td></tr>
<tr><td>生活介護
自立訓練
就労選択支援
就労移行支援</td><td>上記①～③のいずれかを満たす者</td></tr>
<tr><td>責務</td><td colspan="2">①　事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと
②　事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">管理者は原則として管理業務に専ら従事するもの。
（管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所の職務との兼務可)。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">サービス管理責任者</td><td>配置数</td><td>療養介護
生活介護
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援</td><td>利用者が 60 人以下　　：1 人以上
利用者が 60 人を超える：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
※　1 人以上は常勤であること
※　就労選択支援は、サービス管理責任者の配置不要</td></tr>
<tr><td>資格要件</td><td colspan="2">次のいずれも満たす者
①　障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が 3～8 年以上
②　サービス管理責任者等基礎研修（講義・演習)、相談支援従事者初任者研修修了後、実践研修受講開始日前５年のうち通算２年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等実践研修（講義・演習）を修了（5 年度ごとに更新研修受講必要）していること</td></tr>
<tr><td>業務</td><td colspan="2">(ⅰ)個別支援計画の作成
○利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成
○個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取
○個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること
○作成した個別支援計画を利用者に交付
○個別支援計画の実施状況を把握し、少なくとも以下の頻度で見直しを実施
療養介護・生活介護・就労継続支援：6 月に 1 回以上
自立訓練・就労移行支援：3 月に 1 回以上
(ⅱ)利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握
(ⅲ)利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施
(ⅳ)他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">専ら当該事業所の職務に従事するものであること。但し、支援に支障がなければ、管理者との兼務可</td></tr>
</table>

（２）サービス管理責任者の資格要件

【実務経験】

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務（相談支援または直接支援の業務）の実務経験

３～８年

※該当する資格の有無により異なる（別紙参照）

＋

【研修】

相談支援従事者初任者研修

＋

サービス管理責任者基礎研修

※受講の順番は問わない
※両方の研修を修了したものを「基礎研修修了者」という。

2 年以上の相談支援又は直接支援の業務（0JT）の実務経験
※６か月間に短縮となる特例あり

↓

サービス管理責任者「実践」研修

↓

サービス管理責任者の資格要件を満たす

↓

５年度ごとにサービス管理責任者「更新」研修

（注１）実務経験の要件は、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定められています。

（注２）既にサービス管理責任者等を１名配置している場合は、基礎研修修了者を２人目のサービス管理責任者等として配置できます（実践研修受講前であっても個別支援計画の原案を作成可）

（注３）平成 17 年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者は、新制度における相談支援従事者初任者研修（１日程度）を平成 24 年３月 31 日までに受講すれば、相談支援従事者初任者研修を受講したものとみなします。

（注４）やむを得ない事情（事前の申し出により神戸市が認めた場合に限る）によるみなし配置

サービス管理責任者が欠如した事業所において、下記要件を満たした場合には、サービス管理責任者とみなして配置可。

【みなし配置の要件】

①みなし配置者が実務経験要件を満たしている
②法人内にサービス管理責任者の有資格者がいない
③サービス管理責任者が欠如した時点で、基礎研修＋相談支援従事者初任者研修を修了済
④サービス管理責任者が欠如する以前から、当該事業所に配置されている
⇒①②を満たしている場合、研修未修了でも、欠如した日から１年間みなし配置可
⇒①～④を全て満たしている場合、欠如した日から２年間みなし配置可

（注５）下記の要件を満たせば、実践研修までの 0JT 期間を例外的に「６か月」に短縮可

【0JT 期間の６か月短縮要件】

①基礎研修の受講時に実務経験要件を満たしている

②サービス管理責任者が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。（少なくとも概ね計 10 回以上実施）

③要件②に従事することについて、0JT 開始後 10 日以内に神戸市へ届出を行っていること

（注６）留意事項

※平成 30 年度まで実施していた「サービス管理責任者研修」を修了し、令和５年度末までにサービス管理責任者更新研修を修了している場合、研修要件を満たす。

※実務経験を満たす者が平成 31 年４月１日以後、令和３年度末までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間は、サービス管理責任者とみなして従事可。ただし、基礎研修修了者となった日から３年以内に実践研修を修了する必要がある。

※更新研修を受講すべき期間内に更新研修を受講できなかった場合 は、実践研修を改めて修了し、その証明書の交付を受ける日まではサービス管理責任者としての従事不可。

（注７）研修について

神戸市では研修を実施していません。兵庫県など他の自治体が行う研修を受講してください。

「管理者」と「サービス管理責任者」の比較

管理者の業務内容例	サービス管理責任者の業務内容例
①契約支給量の受給者証への記載・市報告 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時・事故発生時の対応、非常災害対策 ⑨従業者及び業務の一元的管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定・変更 ⑫従業者の勤務体制の確保、研修機会の確保 ⑬衛生管理 ⑭地域、市町村、他事業者等との連携 ⑮記録の整備	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング） ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更（修正） ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員に対する技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

実務経験内容及び必要年数（サービス管理責任者）
以下のいずれかの実務経験年数がある者

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">業　務　内　容</th><th colspan="3">実務経験年数</th></tr>
<tr><th>国家資格※1</th><th>有資格※2</th><th>左記以外</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1
相談支援業務</td><td>ア　施設等において相談支援業務に従事する者
○　一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業
○　児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場
○　障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</td><td rowspan="6">3年以上</td><td rowspan="6">5年以上</td><td rowspan="5">5年以上</td></tr>
<tr><td>イ　保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者
（1）社会福祉主事任用資格を有する者
（2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
（3）国家資格（第4区分に掲げる資格）を有する者
（4）ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者</td></tr>
<tr><td>ウ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>エ　盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>オ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">2
直接支援業務</td><td>カ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者
○　障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※2）、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床
○　障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅生活支援事業（※3）
○　保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所</td><td rowspan="5">8年以上</td></tr>
<tr><td>キ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>ク　盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>ケ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者
○　市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>3
有資格</td><td colspan="4">コ　上記のカからケに掲げる者であって、次のいずれかに該当する者
（1）社会福祉主事任用資格を有する者
（2）訪問介護員2級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者等
（3）児童指導員任用資格者
（4）保育士（※1）
（5）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者</td></tr>
<tr><td>4
国家資格</td><td colspan="4">以下の国家資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師</td></tr>
</table>

① **相談支援業務**
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② **直接支援業務**
身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練練又は職業教育等に係る業務

（注）実務経験及び日数換算
1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。
例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※１　保育所は、第１又は第２の対象施設に含まれないため、保育所勤務期間は実務経験に算入できない。
※２　老人福祉施設（老人福祉法第５条の３）
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
※３　老人居宅生活支援事業（老人福祉法第５条の２）
老人居宅介護等事業（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）、老人デイサービス事業（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、及び複合型サービス福祉事業（看護小規模多機能型居宅介護事業）

サービス管理責任者の実務要件に関するQ&A

質　　問	回　　答
○旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が 5 年以上となっている（前頁第３　コ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて 5 年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて５年間の実務経験が必要ということではない。
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算 3 年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっている（前頁第３　サ）が、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。ただし、かつ国家資格による従事期間が通算して３年以上必要であり、その期間は国家資格取得後となる。
○実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、前頁の表の下に記載した「第１　相談支援業務」及び「第２　直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	過去に勤務していた施設等の長による証明書を確認する。ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない。 尚、過去に勤務した施設等が現存しない場合は、①運営法人の閉鎖登記簿と②管理者か法人代表者の実務経験証明書又は業務内容や業務期間及び勤務日数等が記載された出勤簿等の客観的に判断できる書類の提出を求め、実務経験として認められるか判断を行う。
○障害福祉サービス事業所に経理事務員として 10 年以上勤務した場合、実務経験として認められるのか。	認められない。
○高齢者居宅介護支援事業所でケアマネージャー（介護支援専門員）として５年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、５年以上の実務経験があれば対象となる。
○幼稚園、保育所、学校等で 10 年以上従事し、児童の中に障害児がいた場合、実務経験として認められるか。	認められない。なお、特別支援学級は認められる。

（３）設備基準

・事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、設置がない場合でも基準違反とはなりません。
・居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最低限のものとします。
・構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければなりません。

（４）事業者指定の単位

①従たる事業所

・従たる事業所とは、主たる事業所と同一のサービスで、30 分以内で移動可能な距離である等、以下の要件を満たす場合に指定することができる２か所目以降の事業所のことです。
・生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型、計画相談支援、児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを１つの事業所として指定します。
・この場合、報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

【１つの指定事業所とする要件】

ア　利用定員（規模）

○従たる事業所について、事業ごとに定める利用定員以上であること

生活介護・自立訓練・就労移行支援	６人以上
就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型	１０人以上
児童発達支援、放課後等デイサービス	５人以上

イ　人員配置

「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「主たる事業所」及び「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者がそれぞれ１人以上（計画相談支援、障害児相談支援にあっては、専従の従業者がそれぞれ 1 人以上）確保されていること

ウ　設備

利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと（訓練・作業室、便所、洗面所を除く）

エ　運営

（ア）利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
（イ）事業所間で相互支援の体制があること
（ウ）苦情処理や損害賠償等に、一体的な対応ができる体制にあること
（エ）事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
（オ）職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
（カ）人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員管理が一元的であること
（キ）会計管理が一元化されていること

オ　地域的範囲

「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者又は相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。

②出張所

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等にあって、従たる事業所の取扱いにおける「エ 運営」の要件を満たす場合は、「事業所」に含めて指定します。

③多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

同一敷地内において２以上の事業を一体的に行う場合、多機能型事業所として取り扱います。なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の新規指定となります。

（対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

【多機能型に関する特例】

ア　障害者総合支援法に基づくサービスを２以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員	従業者（管理者、サービス管理責任者間を除く）間での兼務はできないため、サービスごとに必要な員数を確保すること
サービス管理責任者	・多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置 利用者の数が 60 人以下の場合は、1 人以上 利用者の数が 61 人以上の場合は、1 人に 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 人を加えた数以上
利用定員	・利用定員の合計数は 20 人以上 生活介護・自立訓練・就労移行支援：6 人以上 就労継続支援：10 人以上
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能（訓練・作業室を除く）

イ　児童福祉法に基づくサービスのみを２以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員	・利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所におくべき常勤の従業者数は、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず、１人以上とすることができる ・児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援事業に必要な従業員の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能
利用定員	・全ての指定通所支援事業を通じて 10 人以上とすることができる ・主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は、全ての事業を通じて 5 人以上とすることができる。
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

ウ　障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ１以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員	・利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所におくべき常勤の従業員の員数は、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず１人以上とすることができる（基準第 215 条第１項） ・従業者（管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者間を除く）間での兼務はできないため、サービスごとに必要な員数を確保すること ・ただし、利用定員の合計数が 19 人以下の場合は、サービス管理責任者とその他の従業員との兼務が可能 ・なお、児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業者の兼務が可能
サービス管理責任者	・多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置 利用者の数が 60 人以下の場合は、1 人以上 利用者の数が 61 人以上の場合は、1 人に 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 人を加えた数以上 ・サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は兼務が可能
利用定員	・利用定員の合計数は 20 人以上 生活介護・自立訓練・就労移行支援：6 人以上 就労継続支援：10 人以上 児童発達支援・放課後等デイサービス：5 人以上 ・主として重症心身障害者を通わせる生活介護事業をあわせて行う多機能型の指定通所支援事業所は、全ての事業を通じて 5 人以上とすることができる
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能（訓練・作業室を除く）

【給付費】

・多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。ただし、加算はサービス毎の定員に応じた定員区分により算定されます。

・児童福祉法に基づくサービスを２以上行う場合であって、多機能型事業所に関する従業員の特例（指定通所支援基準第 80 条）によらない事業所においては、それぞれのサービスの利用定員の規模により算定されます。

・ 障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ１以上行う場合であって、多機能型事業所に関する常勤の従業者の員数の特例（指定障害福祉サービス基準第 215 条第 1 項）によらない場合、障害福祉サービスは障害福祉サービスの合計利用定員、障害児通所支援は障害児通所支援の合計利用定員を定員規模として算定されます。

ただし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあっては、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

④同一法人による複数の事業所の取扱い

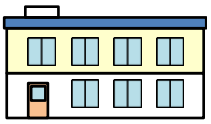
同一敷地内（事業所と隣接する敷地にある建物や、道路等を挟んで設置している建物も含む。）において、同一法人が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱います。

また、同一法人による複数の事業所が、複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合であって、要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取扱うことができます。

＜パターン１＞

同一敷地内（隣接地含む）で複数の、同一のサービスを実施

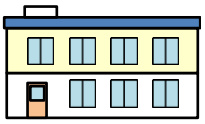
⇒　一つの障害福祉サービス事業所として取り扱います。



＜パターン２＞

同一敷地内で複数の、異なる障害福祉サービス等を実施

⇒　一つの多機能型事業所として取り扱います。

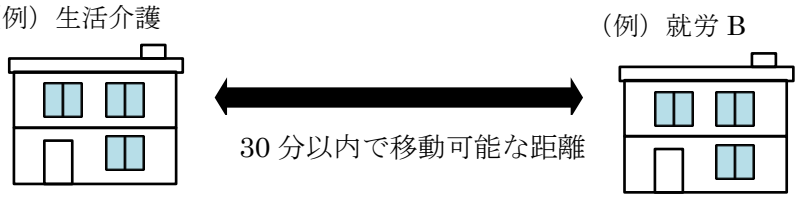


＜パターン３＞

異なる場所で複数の事業所が、複数の障害福祉サービス等を実施する場合

⇒　以下の要件を満たす場合は、一つの多機能型事業所として取り扱います。

・複数の事業所間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であること
・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
・従たる事業所の運営に関する要件を満たしていること



（５）サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害支援区分に基づき設定されますが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることが可能です。

ア　対象事業

人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

イ　サービス提供単位の考え方

○原則は、1 つの事業所に 1 単位

○ただし、下記判断基準の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービス提供単位ごとに平均障害支援区分を算定する。

ウ　サービス管理責任者の配置に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

エ　給付費

○事業所全体の定員規模により算定する。

○ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

【判断基準】
○サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
○同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
○設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
○サービス提供単位ごとに利用者の障害種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一障害種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
○各サービス提供単位の最小利用定員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小定員とする。（療養介護及び生活介護 20 人、施設入所支援 30 人）

（６）定員

1 日当たりの定員を超えて利用者を受け入れることは、適正なサービス提供を確保することができなくなるため、原則として認められません。特に、以下の場合に該当する定員超過については、定員超過減算の対象となるため留意してください。

定員超過減算

ア　１日当たりの利用実績

●定員 50 人以下の場合

１日当たりの利用実績が利用定員の 100 分の 150 を超える場合

●定員 51 人以上の場合

１日の利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超える場合

イ　過去３か月の利用実績

●過去３か月の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合

（ただし、定員 11 人以下の場合は、過去３か月の利用者の延べ数が、利用定員に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合

２－２．療養介護

人員基準 （サービス提供職員）	①　医師 健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上 ②　看護職員（看護師又は准看護師若しくは看護補助者） 常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上（単位ごと） ③　生活支援員 ○常勤換算で利用者の数を 4 で除した数以上（単位ごと） （ただし、看護職員が②で算定した数以上に配置されている場合は、当該必要数を超えて配置されている看護職員を生活支援員の数に含めることができる。） ○1 人以上は常勤であること（単位ごと） ○生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
設　備　基　準	・医療法に規定する病院に置くべきものとされる設備 ・多目的室その他の運営上必要な設備
最　低　定　員	20 人

２－３．生活介護

人員基準 （サービス提供職員）	①　医師　利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として、本体報酬から一定の減算（1 日につき 12 単位）を行うことにより、配置しないことも可 ②　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）　1 人以上（単位ごと） ③　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数（単位ごと） ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を、機能訓練指導員として、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる。 ④　生活支援員　1 人以上（単位ごと）　常勤 1 人以上 ○サービス提供職員の総数（上記②～④の配置総数　単位ごと） ・平均障害支援区分 4 未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上 ・平均障害支援区分 4 以上 5 未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 5 で除した数以上 ・平均障害支援区分 5 以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 3 で除した数以上
設　備　基　準	・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は 3 ㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの
最　低　定　員	20 人（多機能型や従たる事業所として設置する際は 6 名）

２－４．自立訓練（機能訓練）

人員基準 （サービス提供職員）	①　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）　１人以上（常勤１人以上） ②　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　１人以上 ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を、機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる。 ③　生活支援員　１人以上（常勤１人以上） ○サービス提供職員の総数（上記①～③の配置総数）利用者の数を６で除した数以上 ○訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、①～③に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を１人以上配置
設　備　基　準	（生活介護と同様であり、以下のとおり） ・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は３㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの
最　低　定　員	20 人

２－５．自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施しない場合）

人員基準 （サービス提供職員）	生活支援員 ・総数：常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を６で除した数以上 ・常勤１人以上 ○健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の人数を含めてよい（生活支援員と看護職員は各１人以上置くこと） ○訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を１人以上配置
設　備　基　準	（生活介護と同様であり、以下のとおり） ・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は３㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの
最　低　定　員	20 人（多機能型や従たる事業所として設置する際は６名）

２－６．自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施する場合）

人員基準 **（サービス提供職員）**	①　生活支援員 ・総数：常勤換算方法により、宿泊型自立訓練の利用者数を 10 で除した数と自立訓練（生活訓練）の利用者数を 6 で除した数の合計数以上 ・常勤 1 人以上 ②　地域移行支援員 ・1 人以上 ○健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の人数を含めてよい（生活支援員と看護職員は各１人以上置くこと） ○訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を 1 人以上配置
設　備　基　準	（生活介護と同様の設備に加えて、居室及び浴室を設ける必要があり、以下のとおり） ・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は 3 ㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの ・居室　　居室の定員は１名とすること １の居室の面積は、収納設備を除いて有効面積で 7.43 ㎡以上 ・浴室　　利用者の特性に応じたもの
最　低　定　員	30 人（宿泊型自立訓練 10 名と自立訓練（生活訓練）20 名） （多機能型の場合は、宿泊型自立訓練 10 名と自立訓練（生活訓練）6 名）

２－７．就労選択支援

人員基準 **（サービス提供職員）**	①就労選択支援員 ・常勤換算方法により、利用者の数を 15 で除した数以上 ・就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。なお、令和 10 年 3 月 31 日までは経過措置として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）や同等以上の研修【就業支援基礎研修（就労支援員対応型）、訪問型職場適応援助者養成研修、サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）、相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）】で配置が可能 ※一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、就労選択支援員との兼務可（就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可）
設　備　基　準	（生活介護と同様であり、以下のとおり） ・訓練・作業室 〇利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は 3 ㎡/人以上を目安） 〇訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの
運　営　基　準	・実施主体 過去３年以内に３人以上の利用者を、通常の事業所に新たに雇用させている就労移行支援又は就労継続支援事業者、その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。
最　低　定　員	10 人

２－８．就労移行支援

人員基準 **（サービス提供職員）**	①　職業指導員及び生活支援員 ・職業指導員　1 人以上 ・生活支援員　1 人以上 ・職業指導員及び生活支援員の総数： 【一般型】常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上 【資格取得型】常勤換算方法により、利用者の数を 10 で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は常勤 ②　就労支援員（R10.4.1 から配置に基礎的研修の受講が必要） ・常勤換算方法により、利用者の数を 15 で除した数以上 ・令和 7 年度より基礎的研修を受講したものでなければならない。令和 10 年 3 月 31 日までは、経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱う。
設　備　基　準	（生活介護と同様であり、以下のとおり） ・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は 3 ㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの ※　資格取得型の場合は、上記に加えて、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること
最　低　定　員	10 人（多機能型や従たる事業所として設置する際は 6 名）

２－９．就労継続支援（A 型）

人員基準 （サービス提供職員）	①　職業指導員　1 人以上 ②　生活支援員　1 人以上 ○職業指導員及び生活支援員の総数： ・常勤換算方法により、利用者の数を 10 で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は常勤
設　備　基　準	（生活介護と同様であり、以下のとおり） ・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は 3 ㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの
最　低　定　員	・雇用契約締結利用者 10 人以上 ・雇用契約未締結利用者は、利用定員の 1／2 以内かつ 9 人以内
その他	・実施主体は社会福祉法人もしくは専ら社会福祉事業を行う者。特例子会社は申請不可。 ・利用者に最低賃金以上の賃金を支払うこと ・生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上としなければならない。（訓練等給付費を利用者の賃金に充当することは認められない） ・雇用契約を締結していない利用者 1 人につき、1 月当たりの工賃の平均額は 3 千円以上

２－10．就労継続支援（B 型）

人員基準 （サービス提供職員）	①　職業指導員　1 人以上 ②　生活支援員　1 人以上 ○職業指導員及び生活支援員の総数： ・常勤換算方法により、利用者の数を 10 で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は常勤
設　備　基　準	（生活介護と同様であり、以下のとおり） ・訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は 3 ㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所　利用者の特性に応じたもの ・便　所　利用者の特性に応じたもの
最　低　定　員	20 人（多機能型や従たる事業所として設置する際は 10 名）
その他	・工賃＝「生産活動収入」－「必要経費（例：原材料費等）」 ・利用者 1 人につき、1 月当たりの工賃の平均額は 3 千円以上

３．就労定着支援

人員基準	①管理者（非常勤可） ・資格要件は特になし ・併設事業所の管理者との兼務可 ②サービス管理責任者（1 人以上は常勤） 利用者が 60 人以下　　：1 人以上 利用者が 60 人を超える：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 ※「利用者の数」＝生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所と同一の事業所において一体的に運営している場合は当該併設事業所の利用者との合計数 ※就労定着支援員との兼務は不可 ②就労定着支援員　1 人以上（R10.4.1 から配置に基礎的研修の受講が必要） ・常勤換算方法により、利用者の数を 40 で除した数以上 ・基礎的研修を受講したものでなければならない。資格要件はないが、就労支援経験者が望ましい。なお、令和 10 年 3 月 31 日までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。 ※一体的に運営する生活介護事業所等に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、就労定着支援員との兼務可（就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可）
設　備　基　準	・事務室 ○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること ○他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ・相談室 ○利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること（個室・パーテーション等を利用し、プライバシーが確保されていること） ・設備・備品 ○必要な設備及び備品等を確保すること。鍵付き保管庫を設けること。
運営基準	・実施主体 過去３年以内に３人以上の利用者を、通常の事業所に新たに雇用させている障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は B 型）又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

※利用者数の規模は前年度の平均値。新規に指定を受ける場合は推定数（一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数の過去 3 年間の総数の 70%とする。）

４．自立生活援助

人員基準 **（サービス提供職員）**	①管理者（非常勤可） ・資格要件は特になし ・併設事業所の管理者との兼務可 ②サービス管理責任者 ・常勤である場合 利用者が 60 人以下：1 人以上 利用者が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 60 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 ・上記以外の場合 利用者が 30 人以下：1 人以上 利用者が 31 人以上：1 人に、利用者が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※地域移行支援もしくは地域定着支援の指定を受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所に配属された相談支援専門員について、自立生活援助事業所のサービス管理責任者と兼務可 ③地域生活支援員　1 人以上 ○地域生活支援員の総数 ・利用者 25 人に対し 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
設　備　基　準	（就労定着支援と同様であり、以下のとおり） ・事務室 ○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること ○他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ・相談室 ○利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること（個室・パーテーション等を利用し、プライバシーが確保されていること） ・設備・備品 ○必要な設備及び備品等を確保すること。鍵付き保管庫を設けること。
運　営　基　準	携帯電話等により、直接利用者やその家族等と常時連絡できる体制を確保すること

※新規に指定を受ける場合の利用者数は、利用者の推定数の 90%とする。

５．共同生活援助（グループホーム）

（１）サービスの概要

介護サービスの提供については、①グループホーム事業者が自ら行うか（**介護サービス包括型、日中サービス支援型**）、②グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（**外部サービス利用型**）のいずれかの形態を事業者が選択することができます。

（２）指定の単位

○　個々の共同生活住居毎に指定を行うのではなく、法人ごとに一定の地域の範囲内で実施する１以上の共同生活住居を１つの事業所として指定します。

※「一定の地域の範囲内」：主たる事務所から概ね 30 分程度で移動でき、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がない範囲。

○　マンション等の建物において複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住居（４ＬＤＫなど）については、マンションの建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居と捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとします。なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 人（新築の建物の場合は 10 人）を超える場合は、マンション等の建物内の全ての住戸を共同住宅住居とすることは認められません(マンション等の建物内の全ての住戸を共同住宅住居にしない場合、上記の入居定員を超えても差し支えない)。

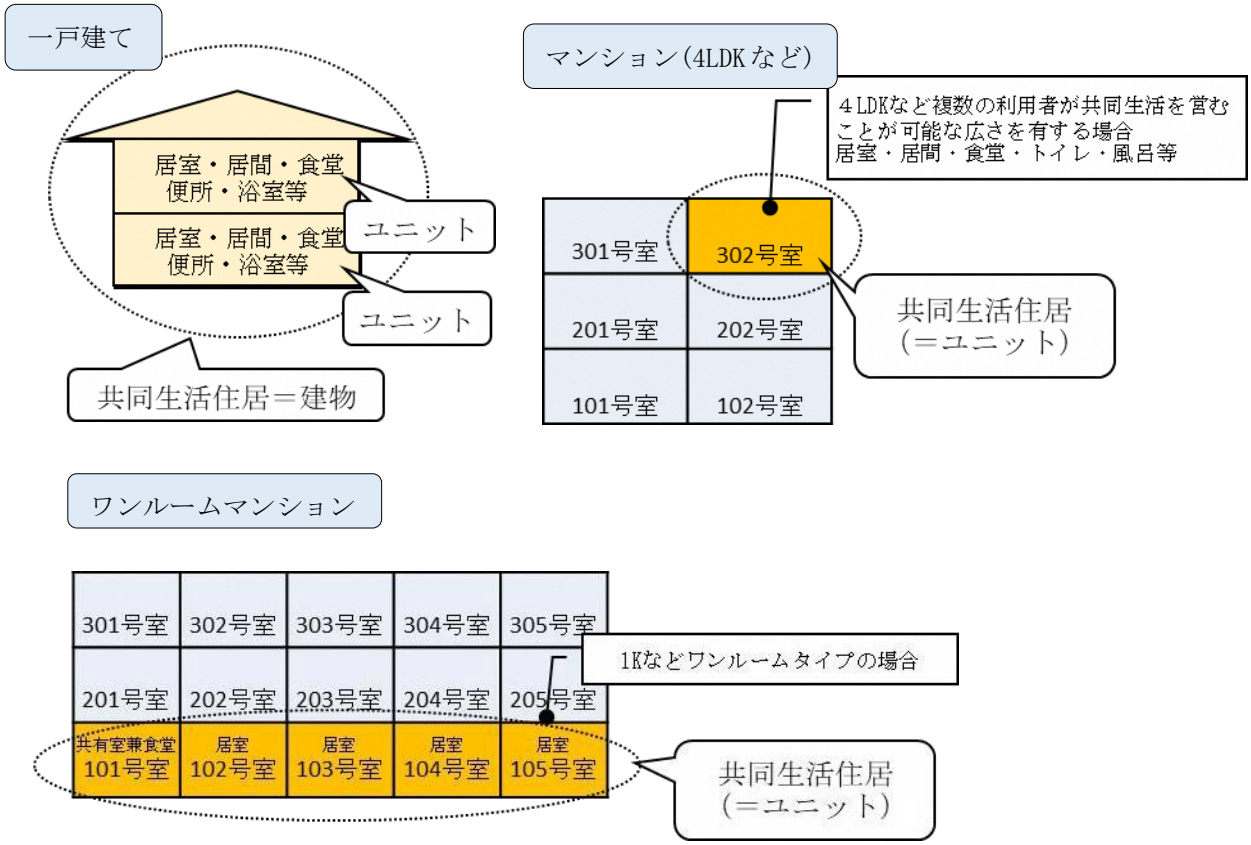
○　１つの建物であっても、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、住居ごとに独立性が確保されている場合は、1 つの建物に複数の共同生活住居を設置できる。ただし、建物の定員は上記の共同生活住居の入居定員を超えることができない。なお、日中サービス支援型は新築の場合であっても入居定員の合計を 20 人以下とすることができる。

○　１人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との密接な連携を前提として、一定の設備基準を緩和した「サテライト型住居」を設置することが可能（**日中サービス支援型を除く**）。

○　事業所全体で、共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が 4 人以上

（参考）

用語	内容	定員
共同生活援助 （事業所指定単位）	共同生活住居の集合体を指定	4 人以上
共同生活住居	ユニットの集合体 （各共同生活住居は概ね 30 分以内）	新規建物：2～10 人 既存建物：2～20 人
ユニット	複数の居室､交流場所（居間・食堂）、風呂、トイレ､洗面所、台所で構成 ・戸建住宅：建物全体 ・4LDK マンション：4LDK ・ワンルームタイプ：居室（例えば 301～304 号室）と交流場（305 号室）	2～10 人 （1 ユニット）
居室	収納設備を除き 7.43 ㎡ 廊下･居間への出入口設置、他の居室との明確な区分が必須 ×　カーテン､パーテーション区分	1 人
サテライト型住居	収納設備を除き 7.43 ㎡ １つの共同生活住居（本体住居）に対し、概ね 20 分以内で入居者が移動可能な場所	1 人



（３）人員配置等

①指定基準上の人員配置

○　グループホームの世話人・生活支援員は、利用者の活動時間帯（起床から就寝まで）に必要な員数を配置

○　複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所ごとに利用者数に応じて算出（住居ごとの必要時間が定められているものではない）

○　ただし、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視したサービスの提供に配慮が必要

○　勤務形態一覧表は、共同生活住居ごとに作成してください

○　その他、指定基準上の人員配置については、指定基準を参照のこと

②夜間及び深夜の時間帯における配置

○　日中サービス支援型のみ、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯（22 時～5 時を含むこと）を通じて 1 以上の夜間支援従事者（宿直勤務を除く）の配置が必要。なお、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、入居定員を 11 人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を 1 人以上配置することが必要

○　介護サービス包括型、外部サービス利用型においては、指定基準に定められた世話人・生活支援員とは別に、夜間における介護や緊急時の対応のため、夜間及び深夜の時間帯に夜勤職員や宿直職員を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合は「夜間支援等体制加算」の算定が可能。ただし、算定にあたっては神戸市への届出が必要

○　夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておくこと

③その他

○　利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、神戸市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることが必要。また、緊急時等における対応のため、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要

（4）人員基準

類　型	介護サービス包括型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助
管理者	常勤 1 人 ・原則として管理業務に専ら従事するもの（管理業務に支障がない場合は①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務との兼務可） ・適切なサービス提供のために必要な知識及び経験を有する者		
サービス管理責任者	30：1 ※当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可 入居定員が 20 人以上である場合は、できる限り専従とすること		
生活支援員 ※夜間及び深夜帯以外の時間帯に勤務	次の①～④の合算した数以上（常勤換算方法） ①区分 3 の利用者数を 9 で除した数 ②区分 4 の利用者数を 6 で除した数 ③区分 5 の利用者数を 4 で除した数 ④区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数		配置しなくてよい （介護サービスを行う場合は、指定居宅介護事業者に委託して実施）
世話人	利用者数を 6 で除した数以上（常勤換算方法）	利用者数を 5 で除した数以上（常勤換算方法）	利用者数を 6 で除した数以上（常勤換算方法）
夜間支援従事者※	配置不要	1 以上 共同生活住居ごと。宿直不可	配置不要
その他		・世話人又は生活支援員のうち 1 人以上は常勤 ・1 日を通じて 1 人以上の世話人又は生活支援員を配置	

（５）設備・運営基準等

類　型	介護サービス包括型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助
定員（事業所）	4 人以上（サテライト型住居の利用者を含む）		
定員（共同生活住居）	新規建物 2～10 人　既存建物 2～20 人 サテライト型 1 人（介護サービス包括型、外部サービス利用型のみ） ※サテライト型住居の定員は、本体住居の定員には含まれない（事業所定員には含まれる）		
定員（ユニット）	2 人以上 10 人以下		
居室面積	収納設備等を除き有効面積で 7.43 ㎡以上		
居室定員	1 人		
設備	・ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、トイレ、風呂、洗面所、台所が必要 ・利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない ・日中サービス支援型は、事業所と併設もしくは同一敷地内で指定短期入所（空床型を除く）を行うこと 指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型の入居定員の合計が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 5 人以下とすること。(GH 定員 21 名→最低 2 名の短期入所定員が必要)		
立地	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下、「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、これらの入所施設又は病院（以下「入所施設等」という。）の敷地内に存する入所施設等以外の建物が、入所施設等から建物の構造上独立しており、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されているときは、当該建物を共同生活住居とすることができる。 （神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条） ・利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないようにすること(障障発 0119 第 2 号　平成 29 年 1 月 19 日厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課長「指定共同生活援助の指定基準(立地)に関する疑義について」)		
協力医療機関	必要（病状の急変等への対応に支障のない近距離） ※本市は概ね 20 分以内で移動できることを目安		
協力歯科医療機関	あらかじめ定めておくよう努めなければならない（病状の急変等への対応に支障のない近距離）※本市は概ね 20 分以内で移動できることを目安		
支援体制の確保	地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えること。		
運営基準	＜全ての形態共通＞ ①地域連携推進会議への報告：事業の運営に係る状況をおおむね 1 年に 1 回以上報告し、要望、助言等を聴く機会を設けること。また、その記録を作成、公表しなければならない。 ②見学の機会の確保：おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。地域連携推進会議については、以下の市ＨＰ参照 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/tiikirennkeisuisinn.html ＜日中サービス支援型＞ 上記①、②に加えて、協議会に事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望、助言等を聴く機会を設けること。		

（６）サテライト型住居の基準

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1 人暮らしをしたいというニーズにもこたえるため、本体住居と密接な関係を前提として、一定の設備基準を緩和した住居

	本体住居	サテライト住居
入居定員	原則 2 人以上 10 人以下	1 人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
設備	・風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備 ・サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備等を除き有効面積で 7.43 ㎡以上	
立地条件	本体住居と概ね 20 分以内で入居者が移動可能な距離	
設置可能数	本体住居（共同生活住居）の入居定員が 4 人以下の場合は１か所。 本体住居定員 5 人以上の場合は２か所まで 他の共同生活住居やサテライト型住居と同一建物不可	
その他	本体住居の職員が定期的に巡回（原則 1 日に複数回）し、日常生活上の援助を行うこと	

※サテライト型住宅の入居定員は、本体住居の入居定員には含まない（事業所の利用定員には含む）

（参考）

○建築基準法における注意点

障害者向けグループホームは、建築基準法上「寄宿舎」として取り扱われます。

特に、既存の戸建住宅等をグループホームとして活用する場合、より厳しい防火・避難関係規定に新たに適合させる必要があります。これらの規定への適合については、建築士等の専門家とご相談のうえ、適法に整備する必要があります。

グループホームへ用途変更する場合、用途変更部分の床面積が 200 ㎡を超える場合は、建築工事着工前に建築確認申請の手続きが必要です。建築確認申請が不要な場合でも、建築基準法の規定に適合していることが必要です。

○消防法に関する注意点

障害者グループホームは、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器、誘導灯の設置などの防火安全対策が義務付けられています。事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認いただき、対策を講じてください。

神戸市ホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shisetsusebi/ghkijun.html

（７）外部サービス利用型共同生活援助事業所における介護サービスの提供

○　外部サービス利用型共同生活援助事業所は、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助に係る業務を、受託居宅介護サービス事業者（指定居宅介護サービス事業者）に委託して実施することができます。

○　介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護サービス事業者と、介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければなりません。

○　外部サービス利用型共同生活援助事業所は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うとともに、介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。

○　利用者が共同生活住居において介護サービスの利用を希望する場合は、外部サービス利用型共同生活援助事業所と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者の事業所の名称、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得てください。

○　運営規程に、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を明記してください。

（８）日中活動系サービス事業所との併設

共同生活住居と日中活動系サービス事業所（生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型など）を同一建物、同一敷地内に設置することは、共同生活援助の趣旨に反することから原則として認めていません。

共同生活援助の趣旨（利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことにより、地域移行を目指す）を考慮すると、利用者は住居とは離れた事業所へ通うことが前提となります。また、同一建物、同一敷地内に共同生活住居と日中活動系サービス事業所が設置された場合、日中及び夜間を通してサービスを提供する施設に近い環境が創出されることになり、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならないという立地の基準に照らしても、相応しくありません。

ただし、以下の条件を満たす場合は、状況に応じて、例外的な取扱いを認める場合があります。

【併設要件】

① 必要性

・日中活動系サービス事業所と共同生活援助事業所を併設する必要性があること。
（法人の運営や建物の都合による設置は認められません）

② 人員

・共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の人員配置がそれぞれの基準を満たし、支援体制が明確に区別されていること。

・従業者（管理者を除く）が兼務していないこと。

③ 設備

・共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の施設設備がそれぞれの基準を満たし、構造上明確に区分されていること。

・共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の出入り口がそれぞれ別に設けられており、建物内での行き来ができない構造になっていること。

④ 運営

・共同生活援助利用者に対し、共同生活援助の趣旨を説明し、同一敷地内の事業所以外の利用を促すこと。（誓約書の提出、運営規定や契約書、重要事項説明書への明記が必要）

（９）地域との連携

2025 年 4 月より、障害のある方が暮らす障害者支援施設やグループホームの事業所には、地域とのつながりを深めるために、「地域連携推進会議」を実施することが義務付けられました。（市 HP：ホーム ＞ 事業者の方へ ＞ 各業種へのご案内 ＞ 障害福祉事業 ＞ 地域連携推進会議）
https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/tiikirennkeisuisinn.html

なお、2027 年４月 1 日より、共同生活援助も定員や所在地に変更がある場合には事前の変更申請が必要になりました。

６．短期入所

短期入所サービスは、それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。

①併設型・空床利用型

区分		併設型	空床型
概要		指定障害者支援施設等(※1)に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等(※1)の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
人員基準	従業者	①本体施設(※2)が②以外の場合 →本体施設の入所者数と短期入所の利用者数の合計数を本体施設の入所者とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上 ②本体施設が宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所の場合 ア：本体施設のサービス提供時間帯における生活支援員等の数 →本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を本体施設の利用者とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上 イ：ア以外の時間帯における生活支援員等の数 →６：１以上（利用者数６人以下：1 以上、利用者数 7～12 名：2 名以上）	
	管理者	原則として管理業務に専ら従事するもの（管理業務に支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務のいずれかとの兼務可）	
設備基準	居室	本体施設の居室であって、その全部又は一部が利用されていない居室を利用すること	
	設備	短期入所事業所及び本体施設の効率的運営が可能であり、かつ本体施設の入所者の支援に支障がないときは、本体施設の設備（居室を除く。）を共用できる。	本体施設として必要とされる設備を有することで足りる。

②単独型

区分		単独型
概要		障害者支援施設、児童福祉施設以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）
人員基準	従業者	【生活介護事業所等(※3)の場合】 ①生活介護事業所等のサービス提供時間における生活支援員の数 →生活介護事業所等の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を生活介護事業所等の利用者数とみなした場合に、生活介護事業所等として必要とされる数以上 ②上記以外の時間帯における生活支援員の数 →６：１以上（利用者数６人以下：1 以上、利用者数 7～12 名：2 名以上） 【生活介護事業所等以外】 上記②と同じ
	管理者	併設型・空床利用型と同じ
設備基準	居室	・一の居室の定員は、4 人以下 ・地階は不可 ・利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、有効面積で 8 ㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備 ・ブザー又はこれに代わる設備
	設備	・食　堂：食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること ・浴　室：利用者の特性に応じたものであること。 ・洗面所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。 ・便　所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。

※１　指定障害者支援施設等（法第５条第８項、規則第５条）
①指定障害者支援施設（施設入所支援）、②児童福祉施設、③その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設（宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所を含む）

※２　本体施設

　併設型の場合の「併設される障害者支援施設等」又は空床利用型を実施する「障害者支援施設等」をいう。

※３　生活介護事業所等：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び障害児通所支援の事業所をいう。

７．共生型サービス

（１）概要

「共生型サービス」とは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成 30 年 4 月に介護保険と障害福祉の両方に位置付けられた制度です。

これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなりました。

共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合、指定障害福祉サービスの指定と同様の手続が必要です。但し、省略できる書類もありますので、詳しくは神戸市ホームページ内の「提出書類一覧（指定申請）」をご確認下さい。

（２）共生型サービスの対象となるサービス（主なもの）

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○訪問介護	⇔	○居宅介護 ○重度訪問介護
デイサービス	○通所介護 ○地域密着型通所介護	⇔	○生活介護※1 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援※2 ○放課後等デイサービス※2
デイケア	○通所リハビリテーション	→	○自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	⇔	○短期入所
「通い・訪問・泊り」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 □通い	→	○生活介護※1 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援※2 ○放課後等デイサービス※2
	□泊り	→	○短期入所

※1　主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く

※2　主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く

⇔は相互に対応。通所リハビリテーションは障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）を提供できますが、自立訓練(機能訓練)事業所は通所リハビリテーション事業を提供することはできません。

（３）人員基準・設備基準

人員基準・設備基準は、基本的に共生型サービスを開始する前に指定を受けていた事業所における基準が適用されます。

例えば、介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスを実施する場合、介護保険サービスの利用者数と共生型障害福祉サービスの利用者数を合計し、その数に応じて介護保険サービス事業所として必要とされる数以上の人員を配置する必要があります。また、設備基準は、介護保険サービス事業所と同様に定められています。

共生型サービスに関する指定基準

共生型サービス (ｱ)	指定事業所 (ｲ)	人員基準	設備基準	その他
共生型居宅介護	訪問介護	利用者の数を(ｱ)及び(ｲ)の合計数であるとした場合における(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型 重度訪問介護	訪問介護	利用者の数を(ｱ)及び(ｲ)の合計数であるとした場合における(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型生活介護	児童発達支援/放課後等デイサービス	(ｱ)を受ける利用者の数を含めて、(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型生活介護	通所介護/地域密着型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(ｱ)を受ける利用者の数を含めて、(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型短期入所	短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(ｱ)を受ける利用者の数を含めて、(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	短期入所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

共生型サービス (ｱ)	指定事業所 (ｲ)	人員基準	設備基準	その他
共生型自立訓練 （機能訓練）	通所介護/地域密着型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護/指定通所リハビリテーション	(ｱ)を受ける利用者の数を含めて、(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型自立訓練 （生活訓練）	通所介護/地域密着型通所介護小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(ｱ)を受ける利用者の数を含めて、(ｲ)として必要とされる数以上であること	(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

８．基準該当事業所

指定事業所に準ずるものとして、一部のサービスについては、「基準該当事業所」として認められる場合があります。

「基準該当事業所」とは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。（法第 30 条第 1 項）

※基準該当の基準についても、サービス種別に定められています。内容については、以下の省令を参照して下さい。

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

※　神戸市では、一部独自基準を設けています。詳しくは神戸市ホームページをご確認ください。

【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】

・居宅介護　・重度訪問介護　・同行援護　・行動援護
・短期入所　・生活介護　・自立訓練（機能訓練）　・自立訓練（生活訓練）
・就労継続支援Ｂ型

【その他留意事項】

基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にかかる費用は、指定障害福祉サービスにかかる費用の 85%相当の額とされています。

○　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 539 号）

Ⅴ　サービスごとの留意点（相談支援）

（１）指定にあたっての留意事項

・一般相談支援事業所の指定は、種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定するが、地域移行支援・地域定着支援は支援の継続性確保の観点から、両方の指定を受けることが基本（ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合は、片方のみの指定可）。

・障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所（障害児の居宅サービス）及び指定障害児相談支援所（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けることを基本とする。

（２）人員・設備及び運営の基準

①人員基準

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認める。業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事可

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職種</td><td colspan="2">一般相談支援事業者</td><td rowspan="2">特定相談
支援事業者</td><td rowspan="2">障害児相談
支援事業者</td></tr>
<tr><td>地域移行支援</td><td>地域定着支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従
業
者</td><td>相談支援専門員</td><td colspan="3">１名以上</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>地域移行支援
従事者
（資格要件なし）</td><td>地域定着支援
従事者
（資格要件なし）</td><td colspan="2">（相談支援員）※</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者（資格要件なし）</td><td colspan="4">１名</td></tr>
</table>

※特定相談支援事業者もしくは障害児相談支援事業者のうち、機能強化型で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可（令和６年４月より）

②設備基準

相談支援事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備、備品等を備えること。

ア　事務室

・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること

・他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

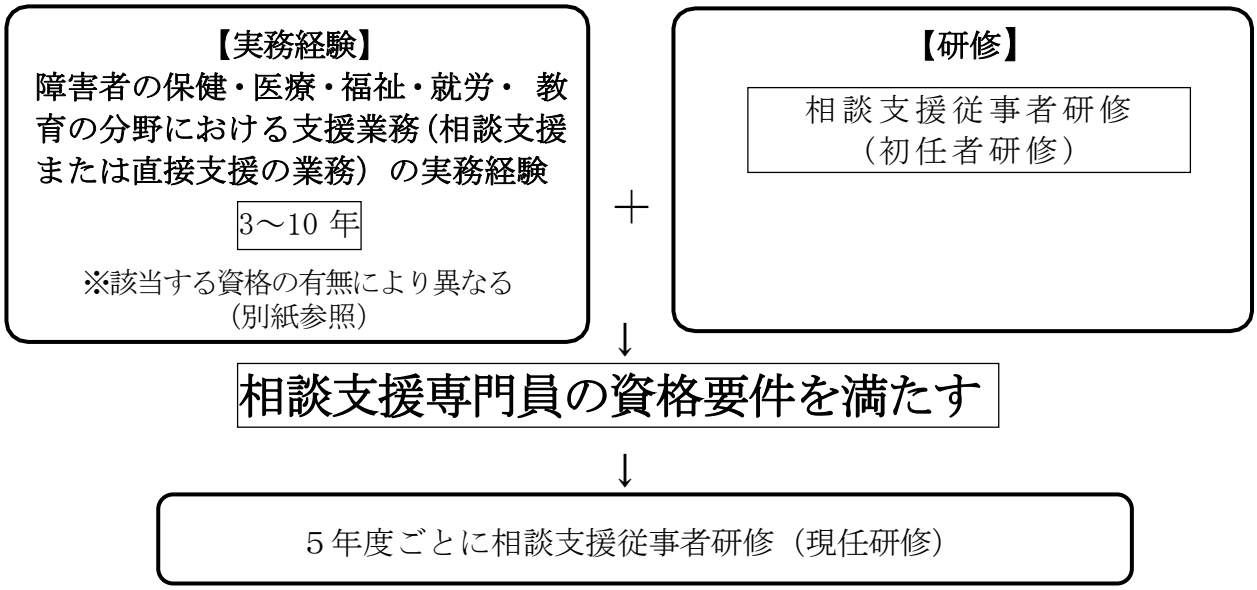
イ　相談室

・利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造とする。

ウ　設備・備品

・必要な設備及び備品等（鍵付き書庫等）を確保すること。

（３）相談支援専門員の資格要件



相談支援専門員として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

実務経験①

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（年数は経験の種類に応じて、3 年、5 年、10 年）

平成 24 年厚生労働省告示第 225 号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」、平成 24 年厚生労働省告示第 226 号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」、平成 24 年厚生労働省告示第 227 号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」で規定

研修の修了②

「相談支援従事者初任者研修」を修了

都道府県の実施する相談支援従事者初任者研修（平成 18 年度以降実施分、5 日間）を修了していることが必要です。

また、現任研修又は主任相談支援専門員研修を 5 年に 1 度以上受講することが必要です。

〔初任者研修例外〕

平成 17 年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者は、新制度における相談支援従事者初任者研修（1 日程度）を平成 24 年 3 月 31 日までに受講すれば可。

相談支援専門員の要件となる実務経験（告示第 225～227 号）

業務範囲		業　務　内　容	必要年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	ア　平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域生活支援センター	３年以上
		イ　施設等における相談支援業務 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これに準じる事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これに準じる施設 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これに準じる施設	５年以上
		ウ　次のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）介護職員初任者研修・訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※を有する者 （４）イに掲げる施設に従事した期間が１年以上である者	
		エ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援業務	
		オ　特別支援学校その他これに準じる機関における障害のある児童及び生徒の就学相談・教育相談・進路相談の業務	
	②直接支援業務	カ　施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これに準じる施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業（市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター） ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10 年以上
	③有資格者等	キ　次のいずれかに該当する者が実施する、上記カの直接支援業務 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（介護職員初任者研修・訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者） （３）保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に算入できない） （４）児童指導員任用資格者 （５）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	上記イ～オと通算して５年以上
		ク　国家資格等（※２）による業務に**５年**以上従事している者が実施する、上記①(アを除く)の相談支援業務又は上記②の直接支援業務	３年以上

第１　相談支援業務
　身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

第２　直接支援業務
　身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※ 国家資格等
　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師

（注）実務経験及び日数換算
　1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることをいう。なお、実務に従事した各１年について、実際に業務に従事した日数が 180 日以上である必要はない。
　例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上あれば構わない（ここで、実務に従事した各１年について、実際に業務に従事した日数が 180 日以上である必要はない。）。

Ⅵ　サービスごとの留意点（障害児通所支援）

１．障害児通所支援に係る根拠法令

基　　準	府　令　・　告　示
指定基準 （基準省令）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
最低基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） ※児童発達支援センターのみ
報酬算定基準 （報酬告示）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準　（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年３月 30 日障発 0330 第 12 号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年３月 30 日障発 0330 第 16 号）
ガイドライン等	・放課後等デイサービスガイドラインについて（平成 27 年４月１日障発 0401 第２号） ・児童発達支援ガイドラインについて（平成 29 年７月 24 日障発 0724 第１号） ・保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書（平成 29 年３月）
Q&A	障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ （独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」　参照）
主管課長会議資料	障害保健福祉関係主管課長会議資料 （独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」　参照）

神戸市では暴力団員の排除等に関する独自基準を設けていますので、市のホームページで確認してください。

２．自己評価結果等の公表（基準省令第 26 条第１項第７号）

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所は、サービスの質の向上を図るために、ガイドラインに沿った評価項目について、従業者の評価を受けた上で自己評価を行うとともに、利用者の保護者からの評価を受けて、その改善を行ってください。

概ね１年に１回以上、その評価及び改善内容を保護者に示すとともに、インターネット等により公表してください。公表が未実施の場合、所定単位数の 15%の「自己評価結果等未公表減算」が適用されます。

３．プログラムの公表（基準省令第 26 の 2）

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業所ごとに５領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを作成し、インターネットの利用その他の方法により公表をしてください。

令和７年４月１日から、支援プログラムの作成・公表が未実施の場合、所定単位数の 15%の「支援プログラム未公表減算」が適用されます。

４．障害児通所支援事業の形態

（１）従たる事業所

児童発達支援事業者（法第 43 条に規定される児童発達支援センターであるものを除く）及び放課後等デイサービス事業者については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、以下の要件を満たすものについては、１つの事業所として指定します。

この場合、**報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定**します。

【１つの指定事業所とする要件】

①人員及び設備に関する要件

（ア）「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されており、「主たる事業所」及び「従たる事業所」において**常勤かつ専従の従業者がそれぞれ１人以上**

（イ）従たる事業所の利用定員が 5 人以上であること

（ウ）**「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離**であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

②運営に関する要件

（ア）利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること

（イ）事業所間で相互支援の体制があること

（ウ）苦情処理や損害賠償等に、一体的な対応ができる体制にあること

（エ）事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること

（オ）職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること

（カ）人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員管理が一元的であること

（キ）会計管理が一元化されていること

（２）多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

二つ以上の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型となります。多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うため、新規事業の追加は指定申請が必要です。

①「障害児通所支援」の多機能型事業所

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

②「障害児通所支援」と「障害福祉サービス」との多機能型

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

児童福祉法に基づくサービスのみを２以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員の員数に関する特例（基準省令第 80 条）

・児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援事業に必要な従業員の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能

設備に関する特例（基準省令第 81 条）

・サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

利用定員に関する特例（基準省令第 82 条）

・全ての指定通所支援事業を通じて 10 人以上で可

・主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、全事業を通じて 5 人以上で可

③報酬について（留意事項通知第二　１通則（４）定員規模別単価の取扱いについて）

○報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の**利用定員の合計数を利用定員として算定**します。

例 1：児発（定員 10 名）・放デイ（定員 10 名）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が 20 名の場合で、児童発達支援管理責任者が兼務しているとき

⇒　請求上の定員区分：(児発)11 人～20 人　（放デイ）11 人～20 人

○ただし、多機能型事業所等のうち、**上記①従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所（※）**においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の**それぞれの規模により算定**されます。

例 2：児発（定員 10 名）・放デイ（定員 10 名）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が 20 名での場合で、児童発達支援管理責任者及び児童指導員等が児童発達支援・放課後等デイサービスそれぞれの事業に専従している場合

⇒　請求上の定員区分：(児発）10 人以下　（放デイ）10 人以下

※特例によらない多機能型事業所とは？
管理者を除く従業者を、児発・放デイにそれぞれ専従で配置（児発管×２名・最低人員基準 2 名以上×2 名（合計 4 名以上）し、発達支援室を専用で整備（訓練室×２つ）

○

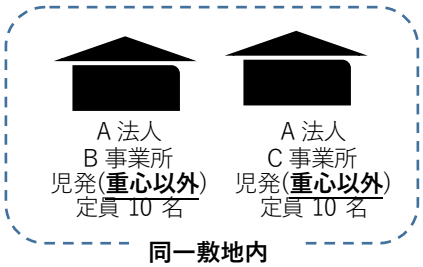
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあっては、**実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定**されます。

例 3：生活介護（定員 10 人）・放課後等デイサービス（定員 10 人）の多機能型事業所（重症心身障害児以外）全体の定員が 20 人の場合でサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者を勤務している場合

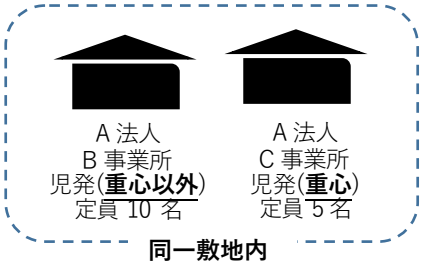
⇒　請求上の定員区分：(生活介護）20 人以下　（放デイ）11 人～20 人

（３）同一法人が複数の指定通所支援を実施する場合の取扱い

同一敷地内（指定通所支援事業所と隣接する敷地にある建物や、道路等を挟んで設置している建物も含む。）において、同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取扱います。



事業所（一の事業所）として指定
報酬算定上の定員区分：11～20 人



事業所（一の事業所）として指定
重心と重心以外の場合、
必要としている職員（管理者を除く）を
それぞれ配置している場合、それぞれの
規模に応じて報酬算定可
報酬算定上の定員区分：
重心以外⇒10 人以下
重心　　⇒5 人以下

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合で、以下の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱います。

【一の多機能型事業所とする要件】

①人員及び設備に関する要件

ア）それぞれ利用定員が 5 人以上であること

イ）異なる場所で行う事業所間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

②運営に関する要件

ア）利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること

イ）従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時事業所間で相互支援が行える体制にあること

ウ）苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること

エ）事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること

オ）人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること

（４）単位

同時に、一体的に提供する支援を「１単位」といいます。

（例１）同一日に時間を分けて、２つの単位を設け、別の障害児に対してサービスを提供

10 時～12 時　利用 10 人（単位①）　13 時～16 時　利用 10 人（単位②）

⇒単位①と単位②に配置する「児童指導員又は保育士」は同じ 2 人の職員で可

（例２）同一日の同一時間帯に２つの単位を設ける場合

10 時～12 時　利用 10 人（単位①）　10 時～12 時　利用 10 人（単位②）

⇒単位①と単位②**それぞれに 2 人ずつ**、合計 4 人の「児童指導員又は保育士」を配置する必要あり

※どちらの場合も報酬算定上の定員区分は、11 人～20 人

５．人員基準における管理者及び従業者

（１）管理者（基準省令第７条、第 36 条）

責務　　①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
②事業所の職員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

従事要件　専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

（２）児童発達支援管理責任者（基準省令第５条、第 27 条、第 28 条）

業務　　①個別支援計画の作成に関すること。

責務　　・障害児について適切な方法によりアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。
・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。作成した個別支援計画を保護者に説明、保護者及び相談支援専門員に交付。
・個別支援計画の実施状況を把握（モニタリング）、６月に１回以上見直し実施。
②障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。
③他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

その他　　・児童発達支援管理責任者が不在となった場合、やむを得ない事由による場合を除き、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算が適用
・やむを得ない事由については、急死、事故、急病等など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合を想定
・配置前に、神戸市への申出（みなし配置の申立）が必要で、申立内容に基づき、審査を実施。神戸市がやむを得ない事情があると認めた場合で、要件を満たした場合には、児童発達支援管理責任者とみなして配置可



※研修の受講要件
・基礎研修:配置のための実務経験を満たす予定の日の2年以内前から受講が可能
・実践研修:基礎研修(A及びB)の研修修了後、実践研修の受講開始日前5年間に6ヶ月以上又は2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
・更新研修:①現にサービス管理責任者等として従事している又は②更新研修の受講開始日前5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある

児童発達支援管理責任者の要件について

○児童発達支援管理責任者として配置するためには、「実務経験要件」及び「研修修了要件」の両方を満たす必要があります。（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

実務経験要件（次頁参照）

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務の実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。

① 相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して５年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が３年以上であること

② 直接支援業務の期間が通算して８年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が３年以上であること

③ 相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が３年以上、かつ、国家資格の業務期間が通算して５年以上であること

研修修了要件

サービス管理責任者等基礎研修（講義・演習）修了後、実践研修前５年のうち通算**２年以上の実務を経験**し、**サービス管理責任者等実践研修（講義・演習）**を修了していること（実践研修修了後５年度ごとに受講が必要）。

（経過措置１）平成 18～30 年度に、①相談支援従事者初任者研修及び②児童発達支援責任者研修又はサービス管理責任者研修のいずれかの分野を受講している方は、令和５年度末までは、研修修了要件を満たしているものとみなす

（経過措置２）平成 31 年度～令和３年度の基礎研修修了者は、実務経験要件を満たしている場合は、３年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす

（注１）既に児童発達管理責任者を１名配置している場合は、基礎研修を修了した方を２人目の児童発達管理責任者として配置可能（実践研修受講前でも個別支援計画の原案を作成可）

（注２）やむを得ない事情（事前の申し出により神戸市が認めた場合に限る）により児童発達支援管理責任者が欠如した事業所において、下記要件を満たした場合には、児童発達支援管理責任者とみなして配置可

【要件】

①みなし配置者が実務経験要件を満たしている

②法人内に児童発達支援管理責任者の有資格者がいない

③児童発達支援管理責任者が欠如した時点で、基礎研修＋相談支援従事者初任者研修を修了済

④児童発達支援管理責任者が欠如する以前から、当該事業所に配置されている

⇒①②を満たしている場合、研修未修了でも、欠如した日から１年間みなし配置可

⇒①～④を全て満たしている場合、欠如した日から２年間みなし配置可

（注３）下記の要件を満たせば、実践研修までの 0JT 期間を例外的に「６か月」に短縮可

【要件】

①基礎研修の受講時に実務経験要件を満たしている

②児童発達管理責任者が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。（少なくとも概ね計 10 回以上実施）

③要件②に従事することについて、0JT 開始後 10 日以内に神戸市へ届出を行っていること

（注４）基礎研修の受講証は相談支援初任者研修の受講証と２通に分かれており両方の提出が必要

（注５）平成 17 年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者は、新制度の相談支援従事者初任者研修（１日程度）を平成 24 年３月 31 日までに受講すれば、相談支援従事者初任者研修を受講したものとみなす

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験要件について（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）
以下のいずれかの経験年数があり、かつ、**下線を通算した期間を除外して実務経験が 3 年以上**の者

区分	要件に該当する業務内容	実務経験年数		
		国家資格※1	有資格※2	左記以外
相談支援業務	（1）一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者	3年以上	5年以上	5年以上
	（2）児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者			
	（3）障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事者			
	（4）障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従事者			
	（5）学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）における従事者 （小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）			
	（6）病院、診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する社会福祉主事任用資格者 ・介護職員初任者研修（旧・訪問介護員２級）以上に相当する研修修了者 ・国家資格※1 を有する者 ・（1）～（5）に従事した期間が 1 年以上である者			
	（7）その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者			
直接支援業務	（8）障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床の従業者			8年以上
	（9）障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者			
	(10) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者			
	(11) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者			
	(12) 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）における従事者 （小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）			
	(13) その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）			
有資格※2	有資格者とは、**直接支援業務**の従事者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) （1）社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する**社会福祉主事任用資格者** （2）**介護職員初任者研修**（旧・訪問介護員２級）以上に相当する研修修了者等 （3）**保育士**（「直接支援業務」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験への算入不可） （4）**児童指導員任用資格者** （5）**精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者**			
国家資格※1	以下の国家資格に係る業務に従事した期間が**５年以上**ある者 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理士			

（注）区分「有資格者」及び区分「国家資格」の場合、区分「相談支援業務」と区分「直接支援業務」との通算は可

【相談支援業務】

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

【直接支援業務】

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童(満 18 歳に満たない者）につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

実務経験に関するＱ＆Ａ

質　　問	回　　答	出典
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。 過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる(ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない)。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。	主管課長会議資料(平成 18 年 8 月 24 日)相談支援事業関係 Q&A
○実務経験証明書は原本の提出が必要か。	写しの提出で可 ※証明した法人に証明内容について確認する場合があります。	
○社会福祉主事任用資格(社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者)とは何か。	厚生労働省ホームページ 「社会福祉主事任用資格の取得方法」参照	
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が 5 年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて 5 年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて 5 年間の実務経験が必要ということではない。	主管課長会議資料(平成 18 年 8 月 24 日)相談支援事業関係 Q&A
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算 5 年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として 5 年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ 3 年以上の障害児支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。	平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡
○1 年以上の実務経験とはどのように考えるか。	1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることをいう。	平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡
○相談支援専門員の要件となる実務経験等について、通算で 5 年以上 900 日以上を満たしていれば良いはずなので、180 日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。	平成 25 年 2 月 22 日相談支援関係 Q&A 問 15

（３）児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条）

次のいずれかに該当する者

① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

② **社会福祉士**の資格を有する者

③ **精神保健福祉士**の資格を有する者

④ 学校教育法の規定による**大学（短期大学を除く）**の学部で、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学**を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**（専門職大学の前期課程修了者は含まない）

⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

⑥ 学校教育法の規定による**大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科**又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**

⑧ 学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）**であって、２年以上児童福祉事業（下記参照）に従事したもの**

⑨ 学校教育法の規定により、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの

※教員免許は、第一種・第二種・専修や教科は問わない（**養護教諭・栄養教諭は含まない**）

⑩ **３年以上児童福祉事業（下記参照）に従事した者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの

※④、⑥、⑦の「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、履修単位等がわかる成績証明書等を提出してください。

※⑧の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した等については卒業証明書等の提出が必要です。

※⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格だけでは、児童指導員にはなりません。

【実務経験について】

１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が １年あたり 180 日以上であることをいう。例えば３年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が３年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 540 日以上であることをいう。(90 日×6 年＝540 日でも可)

児童福祉事業（本市取扱）

○第一種社会福祉事業（社会福祉法第２条第２項第２号）

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

○第二種社会福祉事業（社会福祉法第２条第３項第２号）

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、幼保連携型認定こども園

（４）機能訓練担当職員

資格要件	**理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員** （主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。） 心理担当職員とは次のいずれも満たす者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいいます。 ① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） ② 個人及び集団心理療法の技術を有する者 ※大学もしくは大学院の成績証明書及び卒業証明書を提出して下さい。 ※臨床心理士（認定資格）、臨床発達心理士（認定資格）、公認心理師（国家資格）の資格を有する者は、上記①及び②を満たす者とします。（認定心理士は含まない）
業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

（５）看護職員

資格要件	保健師、助産師、看護師、准看護師
業務	日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う。

６．サービス別の基準

（１）児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

①主として重症心身障害児以外を通わせる場合

【人員基準】

職種名	配置条件
管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
児童発達支援管理責任者	１人以上は常勤かつ専任（障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可）
児童指導員又は保育士	①１人以上は常勤 ②単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○障害児の数が 10 人まで：２人以上 ○10 人を超えるもの：２人に、障害児の数が 10 を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員・看護職員について、サービス提供時間を通じて専従で配置されている場合は、上記の合計数に含めることが可能 ・機能訓練担当職員・看護職員の数を合計数に含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。 ・上記の人員基準（必要人数）に含めた看護職員は医療的ケア区分の算定に必要な員数には計上できない。
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合は、その時間帯のみ配置（必要に応じて配置）
看護職員	医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員の配置が必要 ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。 【参考】令和３年５月 19 日厚労省事務連絡「医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）」

【設備基準等】

設備基準	・発達支援室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品（鍵付き書庫等）等を備えること。 ・発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えること。 ・他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ　等が必要 ・専ら当該児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可） ・発達支援室は、有効面積で概ね３㎡／人を目安とする。
利用定員	10 人以上

②主として重症心身障害児を通わせる場合

【人員基準】

職種名	配置条件
管理者	原則として専ら管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
児童発達支援管理責任者	１人以上（常勤要件なし） 障害児の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可
嘱託医	１人以上（常勤要件なし）
児童指導員又は保育士	１人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※1）
看護職員	１人以上（単位ごとに支援を行う時間帯を通じて配置※1）
機能訓練担当職員	１人以上（機能訓練を行わない時間帯は配置しなくて可）※2

※1「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するＱ＆Ａ（令和６年５月 17 日事務連絡）の問 19 を参照

※2　重症心身障害児に対する機能訓練は必要不可欠な支援であり、機能訓練担当職員を配置しないことは想定されていない。

【設備基準等】

設備基準	①主として重症心身障害児以外を通わせる場合と同じ
利用定員	５人以上

○人員を満たす場合、満たさない場合の例示

放課後等デイサービス（重症心身障害児を除く）

平　　日（学校終了後）		休　　日（土）	
営業時間	14:00～18:00（4H）	営業時間	9:00～17:00（8H）
常勤勤務時間	9:00～18:00（8H）…①	常勤勤務時間	9:00～18:00（8H）…①
非常勤勤務時間	13:00～18:00（5H）…②	非常勤勤務時間	9:00～17:00（7H）…②

【例】放課後等デイサービス、定員10名、開所日：月～土（週 ６日）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	火	水	木	金	土	日	月	火
児（常）	①	①	①	①	①	—	—	**有休**	①
保（非）	②	—	**有休**	－	②	②	—	②	②
保（非）	—	②	—	②	—	②	—	②	—
利用者数	10	10	10	10	11	10	—	10	10
可否	○	○	×	○	×	○	—	○	○

※定員を超えた受入れは禁止されているが、やむを得ない事情で11人を受け入れた場合（5日）、**利用人数に応じて配置すべき基準人員は３人**となるため、基準を満たさない。

※常勤職員が週休日や有休等により不在となる場合（６日と８日）、サービス提供時間に配置できる非常勤職員が２人いれば基準を満たす。

※非常勤職員が有休等により欠けた場合（３日）、基準人員２人の職員を配置する必要があるため、基準を満たさない。

（２）児童発達支援センター

※令和６年４月１日より、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化

（経過措置として、令和９年３月 31 日までの間、旧の人員基準での運営が可能）

人員基準	職種名	必要員数	
	管理者	１人以上	原則として専ら管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	児童発達支援管理責任者	１人以上	・管理上支障がない場合は、管理者との兼務は可
	嘱託医	１人以上	・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	児童指導員 及び保育士	それぞれ １人以上	・単位ごとに、総数（※）がおおむね障害児の数を４で除して得た数以上（障害児の数が 30 人の場合：30 人÷４＝7.5≒8 人となり、それぞれ 1 人以上、あわせて８人以上の配置が必要） ※児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数（このうち、半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない）
	栄養士	１人以上	・40 人以下の場合は置かなくても可 ・併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可
	調理員	１人以上	・調理業務の全部を委託する場合は置かなくても可 ・併設の他の社会福祉施設の職務との兼務可
	機能訓練担当職員 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員）	―	・機能訓練を行う場合に配置 ・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可
	看護職員 （保健師、助産師、看護師又は准看護師）	―	・医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合は、配置が必要 ※医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行わせる場合は置かなくても可 ・「児童指導員及び保育士」の総数として算定可
	肢体不自由児に対して治療を行う場合		
	上記従業者に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員		
設備基準	発達支援室		・定員はおおむね 10 人 ・障害児１人あたりの床面積（有効面積）：2.47 ㎡以上
	遊戯室		・障害児１人あたりの床面積（有効面積）：1.65 ㎡以上
	その他		・屋外遊戯場（付近にある代替場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室、その他必要な設備及び備品等 ・肢体不自由児に治療を行う場合は、医療法に規定する診療所として必要な設備
	上記の設備は、専ら当該児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は、診療所として必要な設備を除き、併設の他の社会福祉施設と共用可）		
利用定員			10 名以上

（３）居宅訪問型児童発達支援

人員基準	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者 （業務に支障がない場合は他の職務との兼務可）	
	従業者	児童発達支援管理責任者	・１人以上 （うち１人以上は専ら当該事業所の職務に従事する者）
		訪問支援員	・事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は、児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、**３年以上、直接支援業務に従事した者**
設備基準		専用の区画	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても可。
		受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること
		必要な設備及び備品	必要な設備及び備品（鍵付き書庫）等を備えること 手指洗浄のための設備等、感染症予防に必要な設備等

（注）同一人物が、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可

（４）保育所等訪問支援

①サービス内容

保育所等（保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校・認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設）に通う障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

②指定基準

人員基準	従業者	訪問支援員	・事業規模に応じて必要な数 ・**障害児支援に関する知識及び相当の経験**（本市では、障害児支援事業に２年以上従事していることを目安とする）を有する児童指導員、保育士、理学・作業療法士又は心理担当職員等であって、**集団生活への適応のため**専門的な支援の技術を有する者
		児童発達支援管理責任者	・１人以上（うち１人以上は専任） ・業務上支障がない場合は、訪問支援員又は管理者との兼務は可　※１
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）※1	
設備基準		居宅訪問型児童発達支援と同じ	

※１　同一人物が、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可

（５）基準該当事業所（児童福祉法第 21 条の 5 の 4）

指定障害児通所支援事業所に準ずるものとして、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業については、「基準該当通所支援」として認められる場合があります。

「基準該当通所支援」とは、指定障害児通所支援事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例障害児通所給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

※基準該当の基準については、以下の省令を参照して下さい。
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）

（６）共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成 30 年 4 月 1 日～）

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなりました。

共生型障害児通所支援事業の指定を受ける場合、指定障害児通所支援事業の指定と同様の手続が必要です。但し、省略できる書類もございますので、詳しくは神戸市ホームページに掲載しております「提出書類一覧（指定申請）」をご確認下さい。

<table>
<tr><th>種別
(ｱ)</th><th>指定事業所
(ｲ)</th><th>人員基準
（従業員数）</th><th>設備基準</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="3">共生型児童発達支援
/
共生型放課後等デイサービス</td><td>生活介護</td><td rowspan="2">利用者の数を(ｱ)及び(ｲ)の合計数であるとした場合における
(ｲ)として必要とされる数以上</td><td>(ｲ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる</td><td rowspan="2">・障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
・障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る仕切りは不要。</td></tr>
<tr><td>通所介護/
地域密着型通所介護</td><td>(ｲ)の食堂及び機能訓練室の面積を(ｱ) 及び(ｲ)の利用者の合計数で除した面積が有効面積で３㎡以上</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護/

看護小規模多機能型居宅介護/

介護予防小規模多機能型居宅介護</td><td>利用者の数を(ｱ)及び(ｲ)の通いサービス利用者数の合計数であるとした場合における
指定地域密着型サービス基準 63 条もしくは第 171 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条に規定する基準を満たしていること</td><td>居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</td><td>・障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
・登録定員は 29 人以下
※ｻﾃﾗｲﾄ型小規模多機能型居宅介護事業所等は 18 人以下
・通いｻｰﾋﾞｽの利用定員は登録定員の 1/2 から 15 人まで
登録定員が 25 人を超える場合は以下の利用定員以下
<table>
<tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr>
<tr><td>26/27 人</td><td>16 人</td></tr>
<tr><td>28 人</td><td>17 人</td></tr>
<tr><td>29 人</td><td>18 人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

７．その他留意事項

（１）利用定員の遵守

基準省令において、「利用定員及び発達支援室の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。」と定められています。

やむを得ない事情がある場合でも、利用人数に応じた基準人員の配置（例：利用人数が 11 人の場合、児童指導員又は保育士をサービス提供時間中に３人配置する　等）が必要です。利用定員に応じた基準人員の配置をしていない事業所は、その日が基準人員欠如に該当し（災害直後等を除く）、児童指導員等加配加算等の算定が不可となります。

なお、定員超過利用減算にならない範囲であれば差支えないということではありません。定員を遵守した運営をお願いします。

【やむを得ない事情と認められる事例】

・障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

・障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

（２）報酬算定

①児童指導員等加配加算（児発・放デイ）

・常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、**給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、**児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を**常勤換算で１名以上**配置しているものとして市長に届け出た事業所について加算するもの。

区分		資格等
児童指導員等	常勤・専従 経験５年以上	・児童指導員 ・保育士 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 ・手話通訳士、手話通訳者 ・特別支援学校免許取得者 ・国立障害者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者
	常勤・専従 経験５年未満	
	常勤換算 経験５年以上	
	常勤換算 経験５年未満	
その他の従業者		・看護職員 ・障害福祉サービス経験者 ・その他の直接処遇職員

・算定する報酬区分が異なる職種や経験年数の従業者で常勤換算を満たす場合は、低い区分の単位を算定。

・勘案する経験年数は、児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む※）に従事した経験年数とする。

※児童指導員任用資格の児童福祉事業には含まれない

・**経験年数は、資格取得又はその職種として配置される以前の経験も含むことができる。**

・管理者と児童指導員等を兼務している者は、「専従」要件を満たさない。

※常勤換算で１名以上配置されていた場合でも、**児童発達支援管理責任者が欠如又は基準人員が不在の日は、「給付費の算定に必要となる従業者の員数」を満たしていないため、加算の算定ができない。**

※定員を超過して受け入れる事業所については、基準人員の増員により加配職員（常勤換算する時間）が不足し、加算を算定できなくなるケースがあるため、請求する際には要件を満たしているか、必ず確認すること。（届出をしただけでは算定不可。実績に応じて算定すること。）

○児童指導員等加配加算の算定可否の例示

放課後等デイサービス（重症心身障害児を除く）

平日（学校終了後）		土曜（学校休業日）	
営業時間	11:00～17:00（6H）	営業時間	9:00～17:00（8H）
常勤勤務時間	9:00～18:00（8H）…①	常勤勤務時間	9:00～18:00（8H）…①
非常勤勤務時間	11:00～17:00（6H）…②	非常勤勤務時間	9:00～17:00（7H）…②

【例１】週６日開所する場合、もしくは常勤専従の加配人員が休暇を取得する場合（定員10名）

保育士２名（常勤専従・経験5年以上）、児童指導員２名（非常勤専従・経験5年未満）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7	月の勤務時間	計	
	月	火	水	木	金	土	日		基準人員	加配職員
児発管(常)	①	①	①	①	①	—	—	160		
保１(常)	—	①	①	①	①	①	—	160	160	
児１(非)	②	②	②	—	②	②	—	120	120	
児２(非)	②	—	—	②	—	—		40	40	
保２(常)	①	①	①	**有休**	①	**—**	—	160		160
利用者数	10	10	10	10	10	10	—			
可否	○						—	常勤専従・５年以上		

・土曜日に加配人員が配置されていなくても、常勤専従職員が１名配置されており、加算算定可

・常勤職員の場合、病欠や年休（有給休暇等）、休職の時間については、**歴月で１月を超えない場合は常勤職員として勤務したものとみなすことができる**ため、加算算定可

【例２】常勤換算の加配人員が休暇を取得する場合　開所日週５日（定員10名）

保育士１名（常勤専従）、児童指導員２名（非常勤専従）、理学療法士1名（非常勤専従）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7		月の	計	
	月	火	水	木	金	土	日		勤務時間	基準人員	加配職員
児発管(常)	①	①	①	①	①	—	—		160		
保(常)	~~①~~	~~①~~	~~①~~	~~①~~	~~①~~	—	—		160	160	
児１(非)	~~②~~	~~②~~	~~②~~	~~②~~	~~②~~	—	—		120	120	
児２(非)	②	②	②	②	②	—			120		120
理(非)	**有休**	—	—	**有休**	—	—	—		36		36
利用者数	10	10	10	10	10	—	—		不可		
可否	×										

・非常勤職員の病欠や年休（有給休暇等）、休職は常勤換算に含まれないため、加配人員の勤務時間が月合計で 156 時間となり、常勤換算（120＋36h）÷160ｈ＝0.97 名で１名に満たないため、加算算定不可

【例３】報酬区分の異なる職種で常勤換算１名を満たす場合　開所日週５日（定員10名）

保育士１名（常勤）、児童指導員２名（非常勤専従・経験５年以上）、保育士１名（非常勤専従・経験５年未満）

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7		月の	計	
	月	火	水	木	金	土	日		勤務時間	基準人員	加配職員
児発管(常)	①	①	①	①	①	—	—		160		
保(常)	~~①~~	~~①~~	~~①~~	~~①~~	~~①~~	—	—		160	160	
児１(非)	~~②~~	~~②~~	~~②~~	~~②~~	~~②~~	—	—		120	120	
児２(非)	②	②	②	②	②	—			120		120
保(非)	②	—	—	②	—	—	—		48		48
利用者数	10	10	10	10	10	—	—		常勤換算・5年未満		
可否	○										

・児童指導員（経験 5 年以上）と保育士（経験 5 年未満）で、経験年数の異なる職員の合計勤務時間で常勤換算１名以上を満たす場合、報酬単価の低い、5 年未満の区分で加算算定可

【例４】基準人員欠如の場合　開所日週５日（定員10名）

保育士２名（常勤専従）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者1名(常勤専従・経験5年未満)

基準人員は斜線部分で表示

	1	2	3	4	5	6	7		月の	計	
	月	火	水	木	金	土	日		勤務時間	基準人員	加配職員
児発管(常)	**欠如**	①	①	①	**有休**	—	—		160		
保１(常)	~~①~~	~~①~~	~~①~~	~~①~~	~~①~~	—	—		160	160	
保２(常)	~~①~~	**有休**	~~①~~	~~①~~	~~①~~	—	—		160	152	
強行(常)	①	①	①	**有休**	①	—			160		160
利用者数	10	10	11	10	10	—	—		常勤換算・5年未満		
可否	×	×	×	○	○						

・１日は児童発達支援管理責任者が欠如しており、「給付費の算定に必要となる従業員の員数に加え」という要件を満たしていないため、加算算定不可

・２日は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者は基準人員として配置できないため、基準人員が１人のみとなり、加算算定不可

・３日は、受入れが 11 人であり、基準人員（必要：3 人）が 2 人しかおらず、基準人員が欠如しているため、算定不可

②専門的支援体制加算（児発・放デイ）

・指定通所支援事業所において、理学療法士等（保育士にあっては、５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、障害児通所支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる児童指導員等又はその他の従業者を含む。）に加え、理学療法士等（保育士にあっては、５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は５年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置（常勤換算による算定）しているものとして届け出た事業所について加算するもの。

・個別支援計画を作成していない場合は算定不可

・加算算定可否の基本的な考え方は、児童指導員等加配加算の例示と同様

資格等
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 ・保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したもの※に限る） ・児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したもの※に限る） ・国立障害者ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ学院視覚障害学科履修者又はこれに準ずる養成研修修了者

※ **保育士又は児童指導員の資格取得・任用から５年 900 日以上の児童福祉事業の経験が必要**。

なお、児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園は含まれるが、特別支援学校、特別支援学級及び通級の教育経験は含まれない。（児童指導員等加配加算と異なるので留意）

③専門的支援実施加算（児発・放デイ）

・理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った５領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
・加算の算定にあたり、配置すべき従業者は、事業者と雇用契約を締結して配置されているもの等を指し、外部から派遣されたものにより所定の支援を行った場合は、算定不可
・専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（５名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可。
・専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30 分以上を確保すること。
・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
・計画の作成・見直しにあたり、対象児及び保護者に対し説明し、同意を得ること。

算定限度回数	月利用６日未満	月利用 12 日未満	月利用 12 日以上
児童発達支援	４回		６回
放課後等デイサービス	２回	４回	６回

④欠席時対応加算（児発・放デイ）

利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該児童の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1 月につき 4 回（主として重症心身障害児を通わせる場合は、1 月につき当該指定通所支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が 100 分の 80 に満たない場合は 8 回）を限度として、所定単位数を算定

・利用を中止した日の前々日、前日、当日に連絡があった場合算定可。
・欠席連絡のみでは算定不可（電話等での状況確認、相談援助、記録が必要）
・欠席日に利用者が他事業所を利用した場合は、算定不可

⑤開所時間減算（児発、放デイ）

放課後等デイサービスは授業終了後に行うものを除く。

運営規程に定める営業時間が６時間未満４時間以上	所定単位数の 100 分の 85
運営規程に定める営業時間が４時間未満	所定単位数の 100 分の 70

○運営規程に定める「営業時間」

事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間。

○サービス提供時間（支援提供時間）

児童に直接支援を提供する時間。個々の児童によって必要な支援の時間は異なり、個別支援計画において定める。標準的なサービス提供時間を運営規程で定めておく必要がある。

送迎時間は支援の提供時間に含まれない。

サービス提供時間は 30 分以上とする（30 分未満は原則、算定不可）

＜報酬算定区分＞

区分１	個別支援計画に定められたサービス提供時間が 30 分以上 1 時間 30 分以下
区分２	個別支援計画に定められたサービス提供時間が 1 時間 30 分超 3 時間以下
区分３	個別支援計画に定められたサービス提供時間が 3 時間超 5 時間以下 （放課後等デイサービスは、休業日※に限り、算定可）

※放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは、以下のことをいう。

・学校教育法施行規則に基づく休業日（公立学校は、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）

・学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えばインフルエンザ等により臨時休校の日）

⑥延長支援加算（児発、放デイ）

・延長支援を必要とする理由と延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行う

・算定は、実際に要した延長支援時間による（利用者都合、事業者都合問わず）

・ただし、計画に定めた時間を超える場合は、計画に定めた時間による

・営業時間外においても算定可。延長支援時間に送迎時間は含まれない。

原則：1 時間以上 2 時間未満、2 時間以上のいずれか 例外：30 分以上１時間未満（利用者都合で１時間未満となった場合に限り算定可）

○主として重症心身障害児以外を対象とする事業所

・運営規程に定める営業時間が６時間以上（放デイの授業終了後に行うものを除く。）であり、最長の支援時間区分（５時間（放デイの学校終了後は３時間））の前後に、預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定

＜個別支援計画で定めた提供時間が５ｈ（放デイ３ｈ）以下の場合、算定不可＞

・延長支援が必要な理由を個別支援計画に記載し、あらかじめ保護者の同意を得ること。

・延長時間帯に職員を２以上配置していること。

うち１以上は基準に置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）とすること

医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること

・支援の前後ともに行う場合は、延長支援時間はいずれも１時間以上とすること。

○主として重症心身障害児を対象とする事業所及び共生型事業所

・運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後に、預かりニーズに対応した支援（延長支援）を行った場合に算定

報酬算定の具体例

＜基本報酬＞

○個別支援計画で定めた提供時間よりも、実際に支援した時間が短くなった場合

①利用者都合の場合（学校授業延長や道路渋滞など事業所に起因しない事情を含む）

→個別支援計画に定めた提供時間の時間区分で算定（30 分未満でも算定可）

②事業所都合の場合

→実際に支援した時間の時間区分で算定（30 分未満は算定不可）

○個別支援計画で定めた提供時間よりも、実際に支援した時間が長くなった場合

→利用者都合、事業所都合、いずれも、個別支援計画で定めた提供時間の時間区分で算定

○個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合

→個別支援計画が未作成の場合や、当初利用予定がなかった日に支援を提供する場合などは、「30 分以上 1 時間 30 分以下」の時間区分で算定

＜延長支援加算＞

○例１

個別支援計画に位置付けた支援時間（14：00～17：00 の 3 時間）で、利用者都合により、開始時間が 15：00 からとなった場合、

→利用者都合により、計画に定めた提供時間よりも実際に支援した時間が短くなった場合、基本報酬は計画に定めた時間区分で算定。延長支援加算も実際に支援した時間で算定可能

○例２

個別支援計画で、9：00～11：00 を延長支援時間、11：00～17：00 を支援時間としていたが、10：45 に体調不良で急遽帰宅した場合

→延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提として評価するため、基本報酬を算定できない場合、延長支援加算の算定は不可

○例３

個別支援計画が 9：00～14：00（5h）、延長支援計画 14：00～15：30（1.5ｈ）

実利用時間 9：00～17：00（延長 3h）

→延長加算 1h 以上 2ｈ未満（実利用時間が計画時間を超えても、計画に定める時間で算定）

○例４

個別支援計画が 9：00～14：00（5h）、延長支援計画 14：00～16：00（2ｈ）

実利用時間 9：00～15：00（延長 1h）

→延長加算 1h 以上 2ｈ未満（実利用時間が計画時間より短い場合は、実利用時間で算定）

○例５

（児童発達支援）

個別支援計画が 8：30～11：30（3h）、実利用時間 8：30～12：30（4h）

→基本報酬区分　1.5h 超 3ｈ以下（計画の提供時間区分）、延長支援加算対象外（5h 以下）

（放デイ）

個別支援計画が 16：00～17：00（1h）、実利用時間 15：30～17：30（2h）

→基本報酬区分　0.5h 超 1.5ｈ以下（計画の提供時間区分）、延長支援加算対象外（3h 以下）

○例６

個別支援計画が 10：00～15：00（5h）、延長支援計画 9：00～10：00、15：00～16：00（2h）

実利用時間　9：40～15：45(延長支援　前 20 分、後 45 分、利用者都合）

→延長加算 0.5ｈ以上 1ｈ未満（支援前は 30 分未満のため支援後との合算不可、後のみ算定可）

⑦定員超過利用減算

・１日当たりの利用実績による定員超過利用減算

ア 利用定員 50 人以下の場合

１日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該１日について障害児全員につき減算を行う。

イ 利用定員 51 人以上の場合

１日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該１日について障害児全員につき減算を行う。

・過去３月間の利用実績による定員超過利用減算

直近の過去３月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該１月間について障害児全員につき減算を行う。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出する。

⑧サービス提供職員欠如減算

・人員基準上必要とされる員数（児発管を除く。）から

１割を超えて減少した場合

→その**翌月から**人員欠如が解消されるに至った月まで。

１割の範囲内で減少した場合

→その**翌々月から**人員欠如が解消されるに至った月まで（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

・障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員）について減算される。

・減算が適用される月から**３月未満**の月については、所定単位数の 100 分の 70

・減算が適用される月から連続して**３月以上の月**については、所定単位数の 100 分の 50

⑨児童発達支援管理責任者欠如減算

・欠如した月の**翌々月から人員欠如が解消されるに至った月の末日まで**（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

・減算が適用される月から**５月未満の月**については、所定単位数の 100 分の 70

・減算が適用される月から連続して**５月以上の月**については、所定単位数の 100 分の 50

⑩個別支援計画未作成減算

児童発達支援管理責任者による指揮のもと、個別支援計画等が作成されていない場合

・減算が適用される月から**３月未満**の月については、所定単位数の 100 分の 70

・減算が適用される月から連続して**３月以上の月**については、所定単位数の 100 分の 50

人員欠如の場合の取扱い例示

○サービス提供職員が欠如（1割を超えて減少）した場合

定員 10 人、基準人員２人のうち１人欠如（５割減）

令和７年４月に基準人員が 1 人欠如となり、令和７年８月１日に新たに配置された場合

サービス提供年月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9
基準人員	欠如	欠如	欠如	欠如	配置	配置
サービス提供職員欠如減算	減算なし	基本報酬×70%	基本報酬×70%	基本報酬×50%	基本報酬×50%	減算なし
児童指導員等加配加算・専門的支援加算	算定不可×	算定不可×	算定不可×	算定不可×	算定可○	算定可○

・人員欠如が解消されるに至った月まで減算となるため、令和７年８月１日に新たに配置できた場合でも、令和７年８月サービス提供分は減算となる。

※サービス提供職員欠如と定員超過利用の双方の減算事由に該当する場合、減算単位数が大きい方のみ適用（留意事項通知 第二 １通則 (13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い）

○児童発達支援管理責任者が欠如した場合

令和７年４月に欠如となり、令和７年 10 月１日に新たに配置された場合

個別支援計画作成（更新）月が５月の場合（便宜的に利用者全員が同じ条件とする）

サービス提供年月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11
児発管	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	欠如	配置	配置
児童発達支援管理責任者欠如減算	減算なし	減算なし	基本報酬×70%	基本報酬×70%	基本報酬×70%	基本報酬×70%	基本報酬×50%	減算なし
個別支援計画未作成減算	減算なし	基本報酬×70%	基本報酬×70%	基本報酬×50%	基本報酬×50%	基本報酬×50%	減算なし	減算なし
基本報酬減算適用割合（※）	減算なし	基本報酬×70%	基本報酬×70%	基本報酬×50%	基本報酬×50%	基本報酬×50%	基本報酬×50%	減算なし
児童指導員等加配加算・専門的支援加算	算定不可×	算定不可×	算定不可×	算定不可×	算定不可×	算定不可×	算定可○	算定可○

・人員欠如が解消されるに至った月まで減算となるため、令和７年 10 月１日に配置できた場合でも、令和７年 10 月サービス提供分は減算となる。

・児童発達支援管理責任者欠如減算の適用及び児童指導員等加配加算算定不可は全利用児童が対象となる。個別支援計画は個別支援計画が作成されていない児童のみが減算となる。

※児童発達支援管理責任者欠如と個別支援計画未作成の双方の減算事由に該当する場合、減算単位数が大きい方のみ適用（令和６年５月 17 日発出 Q&A 問 14）

Ⅶ　その他

１．業務管理体制整備にかかる届出

平成 24 年４月１日から、障害者総合支援法及び児童福祉法の指定を受けている事業所を運営する事業者は、事業運営の適正化を図るための体制整備とその届出が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

（１）事業者が整備する業務管理体制と届出が必要な書類

【障害者総合支援法に基づくもの】

① 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（法第 51 条の２）

② 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（法第 51 条の 31）

【児童福祉法に基づくもの】

③ 指定障害児通所支援事業者（法第 21 条の５の 26）

④ 指定障害児入所施設（法第 24 条の 19 の２）

⑤ 指定障害児相談支援事業者（法第 24 条の 38）

（２）必要な業務管理体制の整備の内容と届出事項

指定事業所の数（※1）	業務管理体制整備の内容			届出事項
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	定期的な監査の実施	
19 以下	○	×	×	事業者の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、法令遵守責任者の氏名、生年月日
20～99	○	○	×	上記に加え、法令遵守規程の概要
100 以上	○	○	○	上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要（※２）

※１　事業所の数の数え方

・事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに数えます。

・事業所番号が同じでも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
　例えば同一の事業所が、居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、事業所数は２

・従たる事業所や出張所はカウントしません。（本体事業所を１つの事業所と数えます。）

・地域生活支援事業（移動支援等）や基準該当事業所についてはカウントしません。

・事業所の数は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとの事業で数え（上記（１）の①～⑤）、条文ごとの事業それぞれについて体制の整備及び届出を行うことが必要です。

〔例〕①障害福祉サービス 18 事業所、②相談支援事業 2 事業所、③障害児通所支援事業 2 事業所を運営している事業者の場合

→ 全体としては 22 事業所だが、根拠条文ごとでカウント、届出を行うため、
①～③それぞれ 20 未満の事業者として体制の整備及び届出を行う。

※２「業務執行の状況の監査」について

・事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令等の遵守状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

・なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法

でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年１回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

・届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

（３）届出先

届出先は、事業所の所在地によって決まるものであり、主たる事業所の所在地ではないので注意してください。

区分	届出先
①　事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
②　事業所等のすべてが神戸市内に所在する事業者	神戸市福祉局監査指導課
③　①および②以外の事業者	兵庫県 （法人所在地を所管する県民局又は県庁）

２．神戸市ホームページ（各種様式等の掲載ページ）

主な手続きの必要様式は、以下の掲載ページよりダウンロードしてください。

確認事項	様式の掲載ページ
指定申請 指定変更申請	障害福祉サービス・障害児支援事業の指定（変更）申請（事業者向け） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html
給付費等算定届(加算届)	障害福祉サービス事業・障害児支援事業等の体制届(加算届) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
指定更新	障害福祉サービス事業等の指定更新手続き（事業者向け） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/shiteikoushin/syougai-koushin-guide.html
変更届	障害福祉サービス事業等の変更届 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/henkotodoke.html
業務管理体制整備	業務管理体制の整備に関する届出 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/gyomukanritaisei.html
廃止届　休止届　再開届	廃止・休止・再開・辞退・開始届など（障害福祉サービス等） https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/haishietc.html
処遇改善加算	処遇改善加算（障害福祉サービス等） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/shogukaizentokutei.html
事業者の方へのご案内	国・兵庫県・神戸市からの通知等 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html
神戸市基準	障害福祉サービス事業等に関する神戸市の基準 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/kobe-kijun.html
自己評価結果等公表	自己評価の報告（障害児通所） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jikohyoukakouhyou.html

３．主な法令・通知

〔基本法令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年 1 月 25 日政令第 10 号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）
○児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
○児童福祉法施行令（昭和 23 年 3 月 31 日政令第 74 号）
○児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

〔人員・設備・運営に関する指定基準〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービスの事業等**の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害者支援施設等**の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定地域相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定計画相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号）
○児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

〔人員・設備・運営に関する最低基準〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 174 号） （対象：療養介護・生活介護・自立訓練・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・多機能型）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 177 号）（対象：障害者支援施設）
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号） （対象：障害児入所施設、児童発達支援センター）

〔人員・設備・運営に関する指定基準の解釈通知〕

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービスの事業等**の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害者支援施設等**の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定地域相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定計画相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援の事業**の人員及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

〔介護給付費・訓練等給付費の請求に関する基準（報酬告示）〕

○介護給付費等の請求に関する命令（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 170 号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス**に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定地域相談支援**に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定計画相談支援**に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号)
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)
○児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援**に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)

〔報酬告示に関する留意事項通知〕

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
●児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

厚生労働省法令等データベースサービス（https://www.mhlw.go.jp/hourei/）